

社会保障審議会年金部会（第11回）

平成20年9月29日（月）17時～19時

於：厚生労働省17階専用第18-20会議室

議事次第

1. 開会

2. 議事

（1）経済前提専門委員会における検討状況等について

（2）平成16年改正後の残された課題に対する検討の視点について

（3）その他

3. 閉会

社会保障審議会年金部会（第11回） 配付資料一覧

- 資料 1-1 平成 21 年度予算概算要求の主要事項（抄）
- 資料 1-2 平成 21 年度厚生労働省税制改正要望事項（抄）
- 資料 1-3 社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～
- 資料 1-4 社会保障国民会議 中間報告（抜粋）
- 資料 1-5 年金積立金運用結果（平成 19 年度）
- 資料 1-6 厚生年金・国民年金の平成 19 年度収支決算の概要
- 資料 1-7 平成 19 年度国民年金保険料納付率及び今後の対策
- 資料 1-8 企業年金連合会における年金給付事業の実施状況に関する報告
- 資料 1-9 厚生年金基金における年金の実態調査の結果について
- 参考資料 自民党・公明党連立政権合意（抜粋）

- 資料 2 「経済前提専門委員会におけるこれまでの議論の整理（案）」

- 資料 3 平成 16 年度改正後の残された課題に対する検討の視点

平成21年度

予算概算要求の主要事項（抄）

平成20年8月



【計数については、整理上、変動があり得る。】

I 平成21年度

予算概算要求総括表

平成21年度 厚生労働省予算概算要求総括表

一般会計

(単位：億円)

区 分	平成 20 年度 予 算 額 (A)	平成 21 年度 要求・要望額 (B)	増 △ 減 額 (B) - (A)
一 般 会 計	221,223	229,515	8,292
年金・医療等 に係る経費	207,697	214,085	6,389
義務的経費 人 件 費	5,632	6,036	404
公共事業関係費 (水 道)	709	674	△35
そ の 他 経 費	7,185	8,720	1,535

(注1) 平成21年度要求・要望額は、「重要課題推進枠」を含んでいる。また、政府管掌健康保険の公
法人への移行等に伴う経費区分の変更を含んでいるため、増△減額が概算要求基準と一致しな
いものがある。

(注2) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。

○ 年金・医療等に係る経費について、概算要求基準の範囲内に収めるための方策
については、同経費に関連して、新たな安定財源（税制上の措置）が確保された
場合の取扱いを含め、予算編成過程において引き続き検討する。

○ 予算編成過程で検討

1. 基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げに係る経費
2. 少子化対策につき国が負担することとなる経費
3. 新たな年金記録管理体制の確立に係る経費
4. 高齢者医療の円滑運営対策に係る経費
5. 旧政管健保（「協会けんぽ」）の特例措置の取扱いに係る経費 等

特別会計

(単位：億円)

区 分	平成 20 年度 予 算 額 (A)	平成 21 年度 要 求・要 望 額 (B)	増 △ 減 額 (B) - (A)
特 別 会 計	767,896	785,500	17,604
労働保険特別会計	33,174	33,319	145
年 金 特 別 会 計	732,535	749,948	17,414
国立高度専門 医療センター特別会計	1,520	1,717	197
船員保険特別会計	667	515	△152

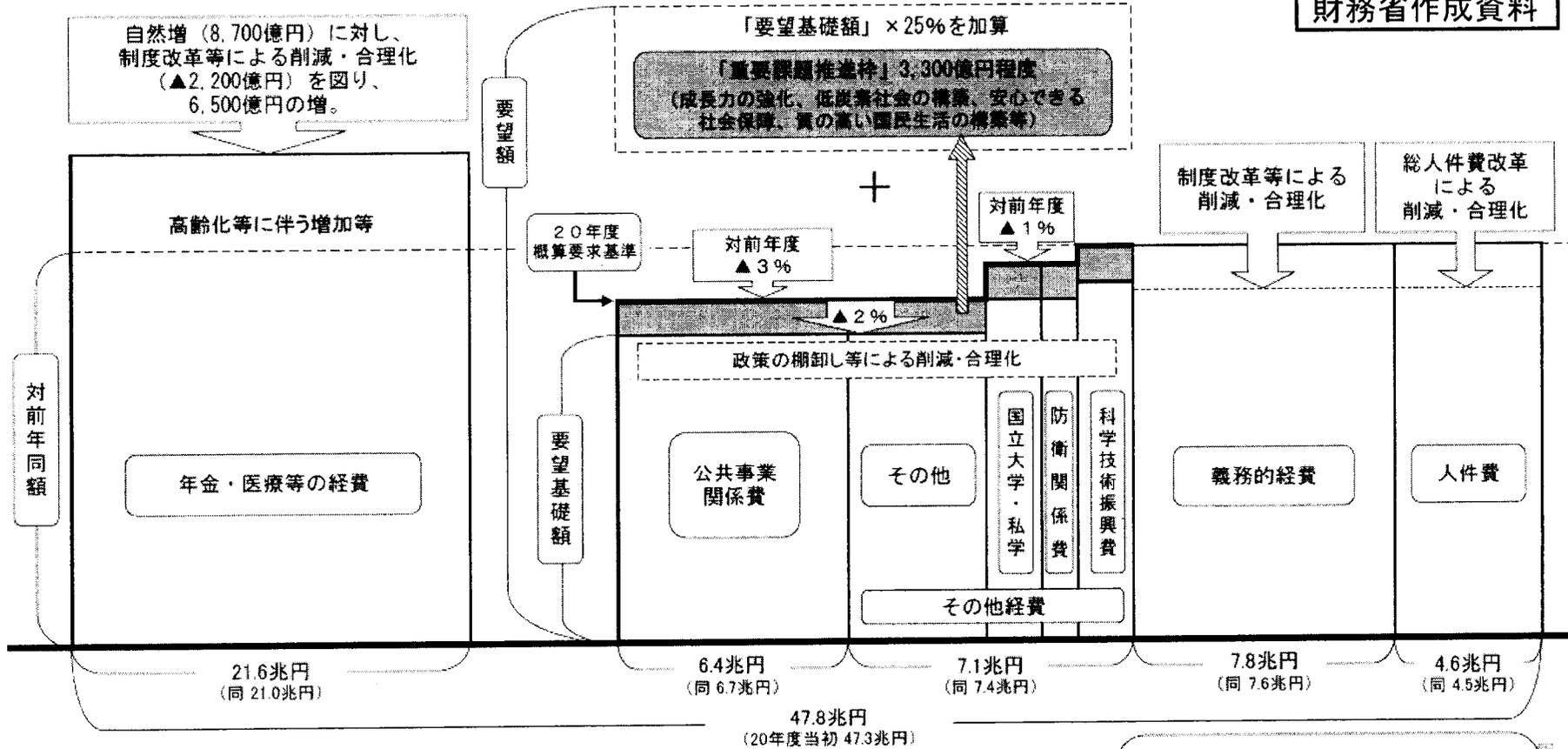
(注1) 特別会計の金額は、それぞれの勘定の歳出額を合計したものである。ただし、労働保険特別会計においては、徴収勘定を除いたものである。

(注2) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。

(注3) 特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）附則第67条の規定に基づき、国立高度専門医療センター特別会計は平成21年度の末日、船員保険特別会計は日本年金機構法（平成19年法律第109号）の施行の日の前日までの期間に限り設置することとされている。

平成21年度 一般歳出の概算要求基準の考え方

財務省作成資料

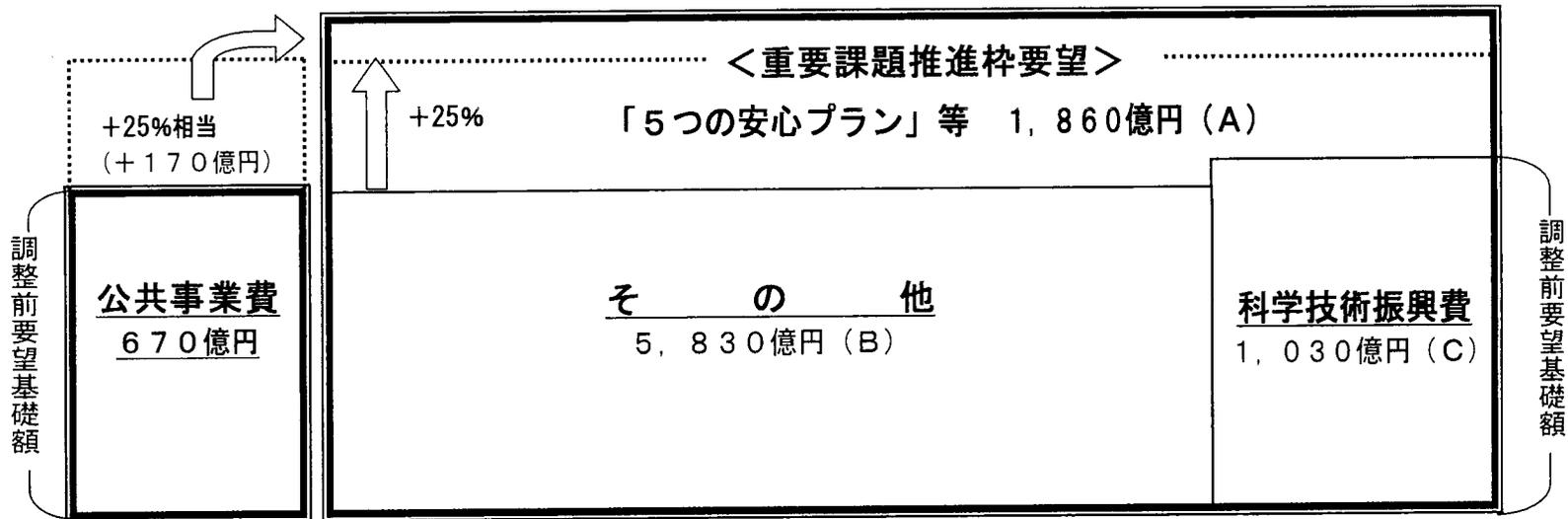


※ 「重要課題推進枠」とは、「基本方針2008」の第2章「成長力の強化」、第3章「低炭素社会の構築」、第5章「安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築」(食料の安定供給、資源・エネルギーの安定供給等を含む。)等に掲げられたもののうち、緊急性や政策効果が特に高い事業・技術開発に必要な経費として加算するもの。

(参考) 21年度概算要求基準の増減額

年金・医療等の経費	+6,500億円
公共事業関係費	▲2,000億円
その他経費	▲1,400億円
重要課題推進枠	+3,300億円
公共事業関係費	▲1,300億円
その他経費	▲1,500億円
特殊要因加減算等	+2,000億円
合計	+5,600億円

平成21年度 厚生労働省概算要求（重要課題推進枠関係）



(注) 太枠：平成21年度概算要求分

(A) + (B) + (C) = 約 8,700億円

【参考】

- 厚生労働省の▲2%控除額
▲157億円（公共：▲14億円、その他経費（科振費含む）：▲143億円）
- 政府全体

	公共事業関係費	その他経費（科学技術振興費等含む）	計
20年度予算	6.7兆円	7.4兆円	14.1兆円
▲2%控除額	▲1,300億円	▲1,500億円	▲2,800億円
重要課題推進枠	-	-	+3,300億円

平成21年度 厚生労働省所管予算に係る概算要求基準

I. 年金・医療等に係る経費

前年度当初予算額に6,500億円を加算した額 (注) 自然増8,700億円に対する削減額2,200億円
年金・医療等に係る経費等特定の経費に関連して、新たな安定財源(税制上の措置)が確保された場合の取扱いについては、
予算編成過程で検討

II. 予算配分の重点化促進のための加算

「重要課題推進枠」(3,300億円程度)を新設し、成長力の強化、低炭素社会の構築、安心できる社会保障、質の高い国民生活の構築等、「基本方針2008」で示された重点課題のうち、緊急性や政策効果が特に高い事業に対して重点配分

III. 予算編成過程における別途検討事項

- 基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げに係る経費
- 少子化対策につき国が負担することとなる経費
- 新たな年金記録管理体制の確立に係る経費
- 高齢者医療の円滑運営対策に係る経費
- 旧政管健保(「協会けんぽ」)の特例措置の取扱いに係る経費 等

IV. その他

- (1) 公共事業関係費 : 前年度予算額から▲3%減
- (2) その他経費(I及び(1)以外の経費のうち、人件費及び義務的経費を除く経費、以下同じ)
 - 科学技術振興費 : 前年度予算額と同額
 - その他(国立大学法人運営費、私立学校振興費、防衛関係費を除く) : 前年度予算額から▲3%減
- (3) 上記IIのとおり、所管を越えた予算配分の重点化を促進するため、政策の棚卸し等を通じ、財源を捻出(公共事業関係費及びその他経費につき、上記の基準額から更に▲2%分を充当)
- (4) 公共事業関係費及びその他経費については、25%増の要望額を確保

主 な 施 策

○ 「新雇用戦略」の推進

○ 高齢者医療制度の見直しなど
持続可能で安心できる医療保険制度の構築

○ 持続可能で安心できる年金制度の構築

○ 新型インフルエンザ対策の推進

持続可能で安心できる年金制度の構築

(1) 年金国庫負担率の引き上げ

■ 施策の方向性

年金制度については、持続可能で安心できる制度を構築するため、基礎年金国庫負担割合の2分の1の実現を図る。

※ 基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げに係る経費の平成21年度における取扱いについては、「基本方針2008」に基づく税体系の抜本的な改革と併せて予算編成過程において検討する。

(2) 年金記録問題への対応

■ 施策の方向性

年金記録の管理等に対する国民の皆様の不信感を払拭するため、引き続き徹底的かつ迅速に対策を進める。

※ 「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」（平成19年7月5日政府・与党合意）に基づく年金記録問題への対応に係る経費の取扱いについては、財政に係る合理化のための努力と併せて今後の予算編成過程において検討する。

第5 高齢者等が生き生きと安心して暮らせる 福祉社会の実現

高齢者が生き生きと安心して暮らせる健康現役社会を実現するため、安心して質の高い介護サービスの提供のための安定的・効率的な介護保険制度の運営、福祉・介護サービスを担う人材の確保を行うとともに、医療も含めた総合的な認知症対策や介護予防対策等の関連施策を推進する。また、65歳までの雇用機会の確保、団塊世代の定年退職者の再就職支援等により、いくつになっても働ける社会の実現に向けた環境整備を図る。

年金制度については、持続可能で安心できる制度を構築するため、基礎年金国庫負担割合の2分の1の実現を図る。

また、生活保護制度については、生活保護受給者の自立を支援するため各自治体における自立支援プログラムの策定を推進する。

1 安心して質の高い介護サービスの確保 2兆1,179億円(2兆396億円)

(1) 地域における介護基盤の整備 431億円

地域における介護施設を整備するとともに、高齢者ができる限り住み慣れた地域や家庭で自立し、安心して暮らし続けることができるよう、国土交通省との連携を図りつつ、地域福祉拠点としての公的賃貸住宅団地等の再整備(安心住空間創出プロジェクト)やケア付き住宅の整備を促進するほか、地域の高齢者の相互交流を促進する拠点づくり(ふれあい広場(仮称)事業)等を推進する。また、介護療養病床の介護療養型老人保健施設等への転換整備を重点的に進めていく。

(2) 安定的・効率的な介護保険制度の運営 2兆529億円

要介護認定の適正化やケアマネジメントの適切化をはじめとする適正化対策を推進するとともに、介護従事者等の処遇改善に資するよう、介護事業所の経営や介護従事者の実態に関する調査結果を十分に精査・分析し、平成21年4月に適切な介護報酬を設定するなど、安定的・効率的な介護保険制度運営に努める。

(3) 介護サービスの質の向上及び医療との連携促進 219億円

① 認知症対策の総合的な推進 (第5-3(次ページ)で詳述) 48億円

② 地域における人材の確保(新規)(第5-2(次ページ)で詳述) 5.3億円

③ 訪問看護支援事業の実施(新規) 3.2億円

在宅療養の充実を図るため、広域対応訪問看護ネットワークセンターにおいて、訪問看護ステーションの請求業務等を支援する。

2 福祉・介護人材確保対策の推進

173億円(44億円)

(1) 従事者の確保の推進

58億円

① 潜在的有資格者等の参入支援(新規)

介護福祉士等の潜在的有資格者に対する再就労のための研修の実施、複数の事業所等が連携して行う求人説明会や研修会の実施、学生・高齢者等に対する職場体験の提供、実習受入施設のレベル向上のための講習会の実施などを通じ、福祉・介護人材の参入の促進を図る。

② 新たに福祉・介護に従事した者の定着の促進(新規)

新たに福祉・介護サービスに従事した者に対し、巡回相談等により個々のフォローアップを行い、必要に応じて事業者に助言を行うことにより、福祉・介護人材の定着促進を図る。

③ 高校等と事業者が連携した進路指導の支援(新規)

高等学校、養成施設等の学生や教員に対し、進路選択や進路指導に資する説明会等を実施することにより、福祉・介護サービスへ向けた進路選択を支援する。

(2) 地域における人材の確保(新規)

5.3億円

主に高齢者・団塊の世代を対象に簡易な研修(介護サポーター養成研修(仮称))を実施し、地域における介護・福祉の担い手の養成及び社会参加の促進を図るとともに、ホームヘルパーの資格を有しながら就労していない潜在的有資格者に対する相談支援等を実施することを通じて、地域において介護の現場を支えるマンパワーを安定的に確保する。

(3) 介護労働者等の確保・定着(再掲・45ページ参照)

110億円

3 認知症対策の総合的な推進

48億円(21億円)

認知症疾患医療センター及び地域包括支援センターへの医療・介護連携担当者の配置をはじめ、若年性認知症に関する総合的な対策など、研究開発の推進から医療、介護現場での連携・支援に至るまで、認知症の医療と生活の質を高める施策を総合的に推進する。

4 地域福祉の再構築

地域において様々な生活課題を抱えている者を早期に発見し、公的な福祉サービスや地域の支え合いなどによって問題解決を図っていくため、例えば、市町村が行う全戸訪問調査や要援護者マップづくり、相談窓口の一元化などの取組を支援し、高齢者等への虐待や孤立死の防止、災害時の要援護者対策等を推進する。

(セーフティネット支援対策等事業費補助金(255億円)の内数)

5 いくつになっても働ける社会の実現(再掲・38ページ参照)

623億円(546億円)

- | | |
|------------------------------|-------|
| (1) 希望すれば働き続けられる高齢者雇用の促進 | 317億円 |
| (2) 団塊の世代が活躍できる環境の整備 | 71億円 |
| (3) 多様な形態の就業による高齢者の生きがい対策の推進 | 170億円 |

6 ひきこもりやホームレス等への支援

31億円(31億円)

(1) ひきこもり対策の推進(新規)

ひきこもりの問題の早期発見・早期対応のため、ひきこもりの状態にある本人や家族からの相談等の支援を行う「ひきこもり地域支援センター」(仮称)を都道府県等に整備する。

(セーフティネット支援対策等事業費補助金(255億円)の内数)

(2) ホームレス自立支援の推進

31億円

ホームレスの自立支援を推進するため、巡回相談活動を行う総合相談推進事業や就業機会の確保を図るための就業支援事業等を実施する。

また、ホームレス自立支援事業については、自立支援センターの設置の際に、民間賃貸住宅等の空き住戸などを活用し、ホームレスの社会復帰が円滑に行われるよう支援する。

7 刑務所出所者等に対する社会復帰支援

9億円(1.7億円)

(1) 刑務所出所者等の地域生活定着支援(新規) 6.1億円

各都道府県の保護観察所と協働して進める「地域生活定着支援センター」(仮称)により、刑務所入所中から、福祉サービス(障害者手帳の発給、年金受給など)に繋げる準備を行い、刑務所出所者等の社会復帰を支援する。

(2) 刑務所出所者等に対する就労支援の推進(再掲・40ページ参照)

2.9億円

8 自立支援に重点をおいた生活保護制度の適正な実施

2兆769億円(2兆162億円)

生活保護受給者の自立を支援するため、各自治体における自立支援プログラムの策定を推進するとともに、個々の実情に応じた就労支援等を着実に実施する。

(セーフティネット支援対策等事業費補助金(255億円)の内数)

また、母子加算については、平成21年4月から廃止する(3年計画の最終年次)。

9 持続可能で安心できる年金制度の構築

7兆7,537億円(7兆4,258億円)

○年金給付費国庫負担金

※ 基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げに係る経費の平成21年度における取扱いについては、「基本方針2008」に基づく税体系の抜本的な改革と併せて予算編成過程において検討する。

平成21年度 税制改正要望事項（抄）

平成20年8月



厚生労働省

第5 高齢者等が生き生きと安心して暮らせる福祉社会の実現

- ① 平成21年度までの基礎年金国庫負担割合2分の1の実現を図るための必要な税制上の整備

平成16年年金制度改正で定められた、平成21年度までの基礎年金国庫負担割合の2分の1を実現するために、所要の安定した財源を確保する税制上の整備を図る。

- ※② 企業型確定拠出年金における個人拠出の導入に係る掛金の所得控除（小規模企業共済等掛金控除）の適用〔所得税、個人住民税〕

現在、企業型確定拠出年金については、個人拠出が認められていないが、現行の拠出限度額（他の企業年金なし：4.6万円、他の企業年金あり：2.3万円）の枠内、かつ、事業主の掛金を超えない範囲で認め、これを小規模企業共済等掛金控除の対象とする。

- ※③ 確定拠出年金の拠出限度額の引上げ〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税等〕

企業型及び個人型の拠出限度額を、老後の所得保障を担うために必要な所要の額まで引上げる。

- ※④ 個人型確定拠出年金の加入対象者の見直しに係る掛金の所得控除（小規模企業共済等掛金控除）の適用〔所得税、個人住民税〕

確定給付型の企業年金のみを実施し、企業型確定拠出年金を実施していない企業の従業員についても、個人型確定拠出年金の加入を認める。

- ⑤ 療養病床の転換に係る特別償却制度の適用期限の延長〔法人税〕

療養病床の再編成に伴い、療養病床から老人保健施設等への転換に際し、増改築をした場合、基準取得価額の15%の特別償却を認める特例措置について、適用期間を療養病床再編成が終了する平成24年3月31日まで延長する。

- ⑥ 介護費用に係る所得控除制度の創設〔所得税、個人住民税〕

要援護高齢者・障害者の介護に要する費用に係る控除制度を創設する。

- ⑦ 民間介護保険加入者に係る所得控除制度の創設〔所得税、個人住民税〕

民間介護保険加入者の支払保険料に対し、現行の生命保険料控除とは別枠の所得控除（所得税5万円、個人住民税3.5万円）を創設する。

※⑧ 住宅のバリアフリー改修促進税制の期間延長〔所得税〕

現行の住宅のバリアフリー改修促進税制（i. バリアフリー改修工事に係る借入金の年末残高の2%を税額控除、ii. i以外の増改築等に係る借入金の年末残高の1%を税額控除）の改修工事対象期間を平成25年12月31日まで延長する。

※⑨ 高齢者の居住安定確保税制の創設等〔所得税、法人税、固定資産税〕

現行の高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制を延長・拡充するとともに、ケア付き賃貸住宅の建設について、所得税、法人税及び固定資産税の特例措置を創設する。また、一定の高齢者向け賃貸住宅のバリアフリー改修についても、所得税、法人税及び固定資産税の特例措置を創設する。

⑩ 高齢者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度及び課税の特例の創設〔所得税、法人税、固定資産税〕（再掲）

高齢者雇用に必要な施設・設備等への投資インセンティブを喚起し、また、高齢者を多数雇用する事業所の負担を軽減するため、取得する機械・設備等について割増償却制度及び固定資産税の軽減措置を創設する。

社会保障の機能強化のための緊急対策 ～5つの安心プラン～

平成20年7月29日

「将来に希望を持って安心して働き、安心して子どもを産み育てられること」、「病気になっても安心して医療を受けられること」、「いくつになっても安心して働き、住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせること」。これらは誰もが求める「安心」です。

国家や社会に対する信頼の源は「安心」にあります。今日、わが国の社会保障の現状に対して国民が抱く不安や不満に鑑みると、直ちにこれらの「安心」につながる国民の目線に立ったきめ細かな方策を検討し、この1～2年の間に着実に実行に移していくことが必要です。

「この国に生まれてよかった」と思える国づくりを進めるため、今求められている次の5つの課題について、緊急に講ずべき対策とこれを実施していく工程について検討を行い、「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」をとりまとめました。

- ① 高齢者が活力を持って、安心して暮らせる社会
- ② 健康に心配があれば、誰もが医療を受けられる社会
- ③ 未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会
- ④ 派遣やパートなどで働く者が将来に希望を持てる社会
- ⑤ 厚生労働行政に対する信頼の回復

目 次

1 高齢者が活力を持って、安心して暮らせる社会	1
2 健康に心配があれば、誰もが医療を受けられる社会	4
3 未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会	8
4 派遣やパートなどで働く者が将来に希望を持てる社会	12
5 厚生労働行政に対する信頼の回復	14

1 高齢者が活力を持って、安心して暮らせる社会

人口減少時代を迎える中で、健康現役社会を実現するため、いくつになっても安心して働ける環境整備を図るとともに、地域で希望を持ち健康で質の高い生活が送れるよう医療・介護・福祉サービスの充実を図る。

①知恵と経験豊かな高齢者が年齢に関係なく働ける環境整備、経験を活かした新規事業の立ち上げ支援等

65歳までの継続雇用の着実な推進、65歳以上の高齢者への雇用支援策の拡充、多様な就業による生きがい対策の推進等により、知恵と経験豊かな意欲のある高齢者がいくつになっても働ける社会を実現するための取組を着実に進める。

【21年度における新規事業又は既存事業の充実を検討(概算要求予定)】

〔高年齢者雇用安定法における企業の雇用確保の対象年齢の引上げ措置の定着〕《厚生労働省》

○対象年齢引上げに向けたハローワークによる指導の徹底及び中小企業における65歳までの雇用機会の確保等に対する支援

〔定年後の処遇体系の見直しの促進〕《厚生労働省》

○希望者全員65歳以上まで継続雇用する仕組みや柔軟な勤務時間の設定に係る支援

〔雇用保険事業による65歳以上の高齢者の雇用支援の拡充〕《厚生労働省》

○高齢者の雇入れや試行的雇用を行う企業に対する支援

〔「70歳まで働ける企業」支援の拡充〕《厚生労働省》

○先端的な取組により高齢者が働きやすい環境を整備する企業に対する支援

〔テレワークの普及・促進〕《総務省、厚生労働省、国土交通省》

○高齢者の就業機会の拡大及び高齢者の積極的な社会への参画を促進するため、テレワークの普及促進の実施

〔高齢者の知識・経験を生かした就業・起業支援〕《経済産業省、厚生労働省》

○経験の豊かな企業のOBと中小企業等とのマッチングの推進、団塊世代等の高齢者を対象とした再就職支援や起業支援へのワンストップサービスの実施等

〔シルバー人材センター事業の充実〕《厚生労働省》

○生活圏域内での就業確保や女性会員向けの就業先の確保等

〔ふれあい広場(仮称)事業の推進〕《厚生労働省》

○空き教室等身近な地域資源を活用した、地域の高齢者が集い、それぞれの得意分野を生かした地域貢献と相互交流を促進する拠点づくり

【21年度税制改正要望を予定】

〔高齢者多数雇用事業所に対する減税の検討〕《厚生労働省》

○高齢者を多数雇用する場合に取得する機械等の償却の特例等〔所得税・法人税等〕

【制度的な見直しを検討】

〔意欲ある高齢者の勤労促進のための年金関連措置を検討〕《厚生労働省》

○高年齢者雇用促進の観点からの在職老齢年金制度の見直しの検討

※さらに、基礎年金の最低保障機能強化のあり方等指摘されている論点について検討

【20年度における事業実施、運用改善等】

〔募集・採用における年齢差別禁止の徹底〕《厚生労働省》

○都道府県労働局・ハローワークにおける指導等の徹底

②高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるための医療・介護・福祉サービスの充実や地域づくり

在宅での医療サービスの提供、介護との連携、地域コミュニティでの生活支援に係る体制の整備と人材の確保を進め、療養や介護が必要な状態でも住み慣れた地域や家庭で質の高い生活が送れるよう、あるべき医療・介護・福祉サービスの全体的な姿を明らかにし、その実現に向けた取組を着実に進める。

【21年度における新規事業又は既存事業の充実を検討(概算要求予定)】

〔住み慣れた地域や家庭で療養が受けられる体制の充実〕《厚生労働省》

○切れ目のない療養を支援するためのネットワークの構築、広域対応型訪問看護ネットワークセンターの設置、居宅での緩和ケアに関する専門研修の実施等在宅医療を担う人材の養成

〔認知症の方が安心して生活することができるための対策の推進〕《厚生労働省》

○認知症疾患医療センター及び地域包括支援センターへの医療・介護連携担当者の配置、認知症介護の専門家等が対応するコールセンターの整備など、研究開発の推進から医療、介護現場での連携・支援に至るまで、認知症の医療と生活の質を高めるための総合的な取組を行うプロジェクトの推進

〔介護労働者の人材確保及び雇用管理改善の支援〕《厚生労働省》

○介護労働者に係るハローワークの人材確保支援の強化

○介護労働者の雇用管理改善を実施する事業所に対する支援

〔福祉・介護サービス従事者の確保・養成の推進〕《厚生労働省》

○新たに福祉・介護に従事した者の定着の促進、潜在的有資格者等の参入支援、高校等と事業者が連携した進路指導の支援

〔地域のつながりにより表面化しにくい生活上の様々な課題を早期発見し支援する体制づくり〕

《厚生労働省》

○孤立死防止のための全戸訪問調査や災害時要支援者把握のための支援マップづくり等

〔低所得の高齢者向け賃貸住宅の供給促進〕《国土交通省》

○低所得の高齢者が適切な負担で入居可能な公的賃貸住宅及び民間賃貸住宅の供給を促進

〔ケア付き住宅の整備促進〕《国土交通省、厚生労働省》

○高齢者ができる限り住み慣れた地域や家庭で自立し、安心して暮らし続けることができるよう、公的賃貸住宅団地等の地域の福祉拠点としての再整備(安心住空間創出プロジェクト)とケア付き住宅の整備を促進

〔地域の社会的課題を解決するソーシャルビジネスの推進〕《経済産業省》

○ソーシャルビジネスの普及やソーシャルビジネスを担う人材の育成、ノウハウの他地域への移転の支援等

【制度的な見直しを検討】

〔高齢者の居住の安定確保〕《国土交通省、厚生労働省》

○自治体による計画の策定など、高齢者の居住の安定確保に必要な措置を講ずるための法整備を検討し、次期通常国会への法案提出を目指す

【20年度中に検討】

〔「安心と希望の介護ビジョン」(仮称)の策定〕《厚生労働省》

○認知症や1人暮らしの高齢者の増加等に対応した地域ケアの構築、介護従事者の人材確保、重介護や医療ニーズを抱えた高齢者の地域での生活を支える医療、介護サービスの一体的提供(地域包括ケア)の実現等の課題に対し、あるべき地域のケアの姿を提示(20年中)

〔介護報酬等の見直し〕《厚生労働省》

- サービス提供体制の改革と介護従事者の人材確保に資する適切な介護報酬等の設定

【20年度中に対応を検討】

〔介護予防の効果的な推進〕《厚生労働省》

- 介護予防サービスによる高齢者の心身の状態及び活動状況等の変化並びに費用対効果の分析、その結果を踏まえた効果的な介護予防の展開の検討

〔地域コミュニティ活動の連携の場の構築支援〕《総務省》

- 地域によって異なるコミュニティの機能・役割に応じた連携・協力の「場」についての調査・研究と今後の施策の方向性の検討

〔地域ケア体制の計画的な整備の推進〕《厚生労働省》

- 地域に必要な医療療養病床の確保を図りつつ、療養病床の転換を円滑に進め、地域ケア体制整備構想及び第4期介護保険事業(支援)計画に基づく地域ケア体制の計画的な整備を推進するため、介護療養型老人保健施設の経営や入所者の実態について調査を行い、必要に応じて介護報酬を適宜見直すなど必要な支援策の検討

【20年度における事業実施、運用改善等】

〔有料老人ホームやケアハウス整備の促進〕《厚生労働省》

- 地域介護・福祉空間整備交付金等を活用した、学校等の余剰公共施設の転用による民活型でのケアハウス等の整備促進

〔介護従事者のキャリアアップと事務負担の軽減〕《厚生労働省》

- 介護従事者のやりがいを高めるための研修の確保等キャリアアップの仕組みの構築
- 事務手続・書類の削減・簡素化

〔福祉用具の開発の推進〕《厚生労働省、経済産業省》

- 研究開発助成の充実による福祉用具の実用化・商品化の促進

③その他

〔確定拠出年金制度の見直し〕《厚生労働省、経済産業省》

- 掛金拠出年齢上限(企業型)を60歳から65歳に引き上げるため、継続審議中の被用者年金一元化法案の早期成立を目指す
- 拠出限度額の引上げ、企業型確定拠出年金における従業員による掛金拠出(マッチング拠出)の導入、個人型確定拠出年金の加入対象者の拡大(21年度税制改正要望予定)

〔リバースモーゲージの普及促進〕《国土交通省》

- 民間金融機関によるリバースモーゲージ(住宅改良資金融資)に対し、住宅金融支援機構による融資保険制度の適用を拡充(21年度概算要求予定)

〔高齢者等の住み替え支援〕《国土交通省》

- 高齢者等の住み替え支援(高齢者等の持ち家を借り上げ、子育て世帯等に転貸し、高齢者等は高齢期に適した住まいへの住み替え等を行う)について、モデル事業(18~20年度)の成果の提供と住み替え支援の普及
- 住宅金融支援機構による証券化支援事業(フラット35)の拡充(住み替え先の住宅の建設・購入資金への融資に係る要件緩和等)(20年度に措置)

〔高齢者医療制度の円滑な運営のための負担の軽減等〕《厚生労働省》

- 長寿医療制度の見直しに関する政府・与党協議会の決定(20年6月)に基づく、保険料の軽減対策や年金からの保険料支払いの見直し(口座振替への切り替え)等の着実な実施(20年末までに検討)及び今後の与党における検討を踏まえた対応

〔高額療養費の現物給付化及び高額医療・高額介護合算制度の周知〕《厚生労働省》

- 20年度より設けられた高額医療・高額介護合算制度、19年度から70歳未満の方に拡大された入院等に係る高額療養費の現物給付化について周知

2 健康に心配があれば、誰もが医療を受けられる社会

救急医療や産科・小児科医療をはじめとした地域医療の確保、医師不足や勤務医の過重労働等に対する対応が課題となる中で、国民の医療に対する安心を確保し、将来にわたり質の高い医療サービスが受けられるよう、「安心と希望の医療確保ビジョン」で示した施策の実現に向けて取組を進める。

①救急医療の確保、産科・小児科医療の確保、地域の中核病院の機能低下への対応等の課題に対して講ずべき方策

地域の医療機関の連携、消防機関との連携や患者・家族等地域住民の協力により、救急医療や産科・小児科医療をはじめとした地域医療を地域全体で支え、確保するための取組を着実に進める。

【21年度における新規事業又は既存事業の充実を検討(概算要求予定)】

[救急医療を担う医師の支援]《厚生労働省》

○夜間・休日の救急医療を担う医師の手当などへの財政的支援の創設(2-③に再掲)

[救急医療の充実]《厚生労働省、総務省》

○救急患者の受入れの多い医療機関に対する支援の創設

○小児初期救急センターや救急医療支援センターの運営に対する支援の創設

○三次救急医療を担う救命救急センター、ドクターヘリ配備に対する支援の拡充等

[管制塔機能を担う医療機関の整備・人材の育成]《厚生労働省》

○平時から地域全体の医療機関の専門性について情報共有し、病状に応じた適切な医療を提供できる医療機関・診療科へ患者を効率的に振り分けることができる体制の整備

[救急医療機関での受入れを確実なものとする支援策の実施]《厚生労働省》

○診療所医師の活用による第二次救急医療機関への支援等

[医療機関と消防機関の連携強化]《厚生労働省、総務省》

○救急医療機関等への患者受入コーディネーターの配置、救急搬送・受入医療体制についての実態調査の実施及び調査結果のメディカルコントロール協議会における検証の実施

[夜間・救急医療の利用の適正化]《厚生労働省》

○軽症患者による夜間の救急外来利用の適正化、救急車の適切な利用に関する普及啓発等

[産科医療を担う医師の支援]《厚生労働省》

○地域でお産を支えている産科医の手当などへの財政的支援の創設(2-③に再掲)

[産科・小児科医療の確保]《厚生労働省》

○女性医師・看護師等の離職防止・復職支援、院内助産所・助産師外来開設のための支援、出生数の少ない地域における産科医療機関に対する支援等

○産科医療補償制度の創設と運営(2-④に再掲)

[住み慣れた地域や家庭で療養が受けられる体制の充実]《厚生労働省》(1-②の再掲)

【20年度中に対応を検討】

〔公立病院に関する財政措置のあり方等の検討〕《総務省》

- 「公立病院に関する財政措置のあり方等検討会」における不採算地区病院、産科・小児科医療等に関する財政措置の検討と地方財政措置への反映

〔公立病院改革の推進〕《総務省》

- 各地方公共団体における経営の効率化、再編・ネットワーク化、経営形態の見直しの3つの視点に立った「公立病院改革プラン」の策定と実施

②臨床研修病院の機能強化、病院・診療所のネットワーク化等医師不足 に対して講ずべき対策

限られた医療資源を有効に活用するよう地域の医療機関が協力しそれぞれの得意分野を活かし、地域全体で完結する「地域完結型医療」を推進するとともに、医師養成数の増加や臨床研修制度の見直し等により、医師不足問題に対して的確に対応する。

【21年度における新規事業又は既存事業の充実を検討(概算要求予定等)】

〔医療連携ネットワークの構築〕《厚生労働省、文部科学省、総務省》

- がん、脳卒中、救急医療など医療計画に定められた4疾病5事業に係る地域レベルでの医療連携体制の推進、国立高度専門医療センターの独法化及び都道府県の中核的な医療機関等との連携の推進等

〔臨床研修制度の見直し〕《厚生労働省》

- 研修医の受入数の適正化を図るための臨床研修病院の指定基準の改正、医師不足が深刻な地域や産科・小児科・救急医療などへの貢献等を行う臨床研修病院等の積極的な評価等

〔大学の医学教育環境の整備〕《文部科学省》

- 医師養成数の増加に伴う教育環境(学生の実習環境や指導体制等)の整備のための支援
- 大学病院が医師、コメディカルスタッフの養成機能を強化するための方策の充実
- 地域医療に貢献する大学への支援

〔診療科間・地域間のバランス改善〕《厚生労働省、文部科学省、総務省》

- 診療科間・地域間のバランス改善のための具体的方策の検討

〔医師確保困難地域への医師派遣〕《厚生労働省》

- 地域の医療機関の協力による医師確保困難地域への医師派遣の実施への支援

〔へき地医療を担う医師の支援〕《厚生労働省》

- へき地に派遣される医師の手当などへの財政的支援の創設(2-③に再掲)

【20年度中に対応を検討】

〔医師養成数の増加〕《厚生労働省、文部科学省》

- 医師養成数の過去最大程度までの増員についての具体的な方策の検討と新しい医師養成の在り方に関する検討の実施

【20年度における事業実施、運用改善等】

〔診療科間のバランス改善〕《厚生労働省》

- 医療法配置標準の見直し
- 麻酔科標榜制度の見直しの検討

③勤務医・看護師等の役割分担の見直し等勤務医の過重労働を緩和する方策

勤務形態の多様化、本来業務に専念できる体制の構築を通じて、勤務医の勤務状況の改善、業務負担の軽減を図るとともに、特に業務負担の多い勤務医等に対する支援、離職防止・復職支援を進め、勤務医の過重な労働の緩和を図る。

【21年度における新規事業又は既存事業の充実を検討(概算要求予定)】

〔勤務医等の勤務状況の改善・業務負担の軽減〕《厚生労働省》

○短時間正規雇用や交代勤務制・変則勤務制等を導入する病院に対する支援

〔勤務医等が本来の業務に専念できる体制の構築〕《厚生労働省》

○メディカルクラークの普及、医師と看護師等の業務分担と連携の推進

○医師等と患者・家族の意思疎通を図る相談員の育成

○院内助産所及び助産師外来開設の支援

〔特に業務負担の多い勤務医等に対する支援〕《厚生労働省》

○夜間・休日の救急医療を担う医師の手当などへの財政的支援の創設、地域でお産を支えている産科医の手当などへの財政的支援の創設、へき地に派遣される医師の手当などへの財政的支援の創設、救急患者の受入れの多い医療機関に対する支援(再掲)

〔女性医師・看護師等の離職防止・復職支援〕《厚生労働省》

○短時間正規雇用や交代勤務制・変則勤務制を導入する病院への支援(再掲)

○医療機関に勤務する女性医師等の乳幼児の保育に対する支援

④上記①から③を実施するために必要な環境整備(診療報酬体系の見直しや医療経営の近代化等)

【制度的な見直しの検討等】

〔医療リスクに対する支援体制の整備〕《厚生労働省》

○産科医療補償制度の創設(21年1月)と運営

○医療安全調査委員会設置法案(仮称)の国会提出

○裁判外紛争解決制度の活用の促進、医師等と患者・家族の意思疎通を図る相談員の育成(再掲)、医療事故情報収集の充実等

【20年度における事業実施、運用改善等】

〔医療のIT化〕《総務省、厚生労働省》

○レセプトオンライン化、電子カルテ導入等の医療分野のIT化の推進、地域医療充実のための遠隔医療への支援

〔地域医療情報連携システムの実証事業の実施〕《経済産業省》

○医療機関と行政機関の情報共有により共同で妊婦を見守る仕組み(妊婦モバイル支援システム等)の検討

【次期診療報酬改定に向けての検討(21年度中)】

〔診療報酬の見直しの検討〕《厚生労働省》

○サービス提供体制の改革と地域医療の確保等のために必要な診療報酬の見直しの検討

⑤医療従事者と患者・家族の協働の推進、安全対策と研究開発の推進等

医療従事者と患者・家族の相互理解を深め、両者の協働を推進し、国民みんなで支える質の高い医療の実現に資する。また、難病に対する研究を推進するとともに、医薬品等の安全対策と研究開発を推進する。

【21年度における新規事業又は既存事業の充実を検討(概算要求予定)】

〔医療従事者と患者・家族の意思疎通を図る相談員の育成〕《厚生労働省》(2-④の再掲)

〔難病に対する研究の推進〕《厚生労働省》

○難治性疾患克服研究事業の対象疾病の拡大

〔医薬品等の安全対策の充実・強化〕《厚生労働省》

○医薬品等の安全対策の充実・強化による健康被害の再発防止

〔革新的医薬品・医療機器の研究開発の推進〕《厚生労働省、文部科学省、経済産業省》

○医薬品・医療機器等の開発に係る研究資金等の重点化

〔健康であり続けるための医療技術・福祉機器開発等〕《厚生労働省、経済産業省》

○アルツハイマー病診断技術、高齢者転倒防護装置の開発に向けた研究等の推進

【20年度における事業実施、運用改善等】

〔医療従事者と患者・家族の協働の推進〕《厚生労働省》

○救急医療の利用、妊婦健診の適切な受診等についての普及啓発

3 未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会

国民の結婚・出産・子育てについての希望と現実の乖離を解消し、未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会を実現するために、保育サービス等の子どもと家族を支える社会的基盤を整備するとともに、子育て中の多様な働き方などを実現するための「仕事と生活の調和」の実現を推進する。

①保育サービス等の子育てを支える社会的基盤の整備等

希望するすべての人が安心して子どもを育てながら働くことができる社会を実現する「新待機児童ゼロ作戦」の集中重点期間^(※)の取組を推進するほか、様々な家庭における子育てを支える社会的基盤の整備を推進する。

(※)集中重点期間(平成20～22年度)の目標

1 保育サービス

○ 顕在化している待機児童数の解消を目指し、待機児童が多い地域を中心に、認定こども園、保育所、家庭的保育など多様な保育サービスにより、3歳未満児の利用児童数の増員のための緊急整備を行い、その結果保育サービスの提供を受ける3歳未満児の割合を26% (※10年間で20%→38%)に引き上げる。

2 放課後児童クラブ

○ 放課後児童クラブについても、その提供を受ける児童の割合を32% (※10年間で19%→60%)とすることを目指し、放課後児童クラブの緊急整備を行う。

※これらの目標の実現のためには、一定規模の財政投入が必要(そのために必要な負担を次世代に先送りすることのないよう、必要な財源はその時点で手当)

《1 新待機児童ゼロ作戦の推進(Ⅰ) ～認定こども園の抜本的改革》

【21年度における当面の対応(概算要求予定)】

〔「こども交付金」の創設等〕《厚生労働省、文部科学省》

- 集中重点期間の緊急整備のための資金等からなる「こども交付金」を創設し、国・地方による幼稚園・保育所の枠組みを超えた総合的な財政支援を検討
- 国・都道府県・市町村を通じた交付金の申請・執行の一本化の推進

【制度的な見直しを検討】

〔認定こども園の制度改革〕《内閣府、厚生労働省、文部科学省》

- 地方公共団体、利用者等の関係者の意見を踏まえた認定こども園の制度改革に向けた検討(平成20年度中に結論を得る)

【20年度における事業実施、運用改善等】

〔二重行政の解消〕《厚生労働省、文部科学省》

- 会計処理、監査事務の簡素化、制度の普及啓発を図るガイドライン整備等の運用改善策のとりまとめ・推進による二重行政の解消

《2 新待機児童ゼロ作戦の推進(Ⅱ) ～保育サービス等の充実》

【21年度における新規事業又は既存事業の充実を検討(概算要求予定)】

〔待機児童が多い地域(首都圏、近畿圏、沖縄等)を中心とした重点支援〕《厚生労働省、内閣府》

- 従来からの保育所定員の増員に加えて、自治体の積極的取組による認可保育所の緊急整備を促進するための支援、分園の緊急整備のための支援、認可保育所の設置等を促進するための沖縄の特別対策(20年度中の対応も検討)等の実施

〔保育サービスの提供手段の多様化〕《厚生労働省、文部科学省》

- 家庭的保育(保育ママ)の大幅な拡充、事業所内保育施設の地域への開放・助成期間の見直し
- 事業所内保育施設や自治体単独の保育施設等を活用した休日・夜間保育の促進
- NPO等の多様な主体による地域子育て支援・一時預かりの支援・奨励
- 幼稚園における預かり保育等の支援・奨励

〔延長保育の充実〕《厚生労働省》

- 保育所の開所時間の延長の促進

〔病児・病後児保育の充実等〕《厚生労働省》

- 病児・病後児保育の実施箇所の増加、保育所への看護師の配置の推進
- ファミリー・サポート・センターの機能強化(病児・病後児の預かり等)

〔保育の質の向上〕《厚生労働省》

- 保育士資格保有者の再就職支援のための研修等の実施

〔「放課後子どもプラン」の推進〕《厚生労働省、文部科学省》

- 「放課後子どもプラン」等に基づく放課後児童クラブ・放課後子ども教室の設置促進

〔放課後児童クラブの質の改善〕《厚生労働省》

- 大規模クラブの解消、開設時間の延長等

【制度的な見直しを検討】

〔家庭的保育(保育ママ)の制度化〕《厚生労働省》

- 家庭的保育(保育ママ)の制度化について、児童福祉法等改正法案の臨時国会への再提出を目指す

【20年度における事業実施、運用改善等】

〔「放課後子どもプラン」の更なる一本化〕《内閣府、厚生労働省、文部科学省》

- 放課後児童クラブ・放課後子ども教室の更なる一本化の方向での改善策の検討

〔子育てサービス利用における運用改善〕《厚生労働省》

- 保育所入所決定時期の早期化を図る予約制の導入により年度当初以外の入所を可能とする等利用者の立場に立った取組の推進
- 放課後児童クラブの先進的な取組事例の収集・周知

《3 育児不安を抱える家庭等すべての家庭への支援》

【21年度における新規事業又は既存事業の充実を検討(概算要求予定)】

〔一時預かり事業等の拡充〕《厚生労働省》

- 地域密着型の一時的預かり事業、地域子育て支援事業の拡充
- 生後4か月までの全戸訪問事業等の全市町村での実施の推進

〔子ども一人一人の子育て支援〕《厚生労働省》

- 子ども一人一人の子育て支援をコーディネートする支援員の養成
- 地域子育て支援拠点の活用による地域ぐるみの子育て支援の促進

〔社会的養護体制等の拡充〕《厚生労働省》

- 児童養護施設の小規模化、一時保護所を含めた児童相談所の体制強化等の推進

〔発達障害者支援等の充実〕《厚生労働省》

- 発達障害者個人に合った支援計画の実施状況の調査や評価等を実施する事業を拡充

〔地域における家庭教育支援基盤の形成〕《文部科学省》

- 「家庭教育支援チーム」の設置による、家庭教育支援基盤形成の促進

【制度的な見直しを検討】

〔各種子育て支援事業の制度化等〕《厚生労働省》

- 一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業、生後4か月までの全戸訪問事業、ファミリーホーム事業(虐待を受けた子ども等を養育者の住居で養育する事業)の制度化、子どもを守る地域ネットワークの機能強化等を内容とする児童福祉法等改正法案の臨時国会への再提出を目指す

〔障害児支援・発達障害者支援等の充実〕《厚生労働省》

- 障害の早期発見・支援、卒業後の就労や地域生活に向けた支援、障害児施設の在り方などについて見直し
- 発達障害者支援の専門的人材の養成、個々人に応じた支援計画の作成等の支援提供体制の整備、児童思春期精神科医療の実地研修実施等による充実

【20年度における事業実施、運用改善等】

〔子育て支援サービス利用における運用改善〕《厚生労働省》

- 地域子育て支援拠点事業の啓発パンフレットの作成・配布、多様な主体の参画の促進

〔商店街におけるサービス〕《経済産業省》

- 商店街振興組合等による空き店舗を活用した高齢者と子どもが触れあう育児施設等の設置・運営への支援

〔子どもの事故防止〕《経済産業省》

- 子どもの事故情報の収集・分析等により事故防止対策を図る「安全知識循環型社会構築事業」の推進

《4 兄弟姉妹のいる家庭等への支援》

【21年度における新規事業又は既存事業の充実を検討(概算要求予定)】

〔保育料等の軽減〕《文部科学省》

- 幼稚園における、兄弟姉妹のいる家庭の保育料軽減措置の一層の拡大の検討
- 幼児教育の将来の無償化について、歳入改革にあわせて財源、制度等の問題を総合的に検討しつつ、当面、就学前教育についての保護者負担の軽減策を充実するなど、幼児教育の振興を図る。

〔教育費負担の軽減〕《文部科学省》

- 独立行政法人日本学生支援機構による奨学金事業の推進
- 私立の高等学校等における経済的理由から授業料の納付が困難な者に対する授業料減免への支援
- 家計の負担が大きい高校生・大学生の教育費負担の軽減等のため、税制上の措置を検討

〔住宅における支援〕《国土交通省》

- 子育て世帯へも供給可能な借上公営住宅制度、地域優良賃貸住宅制度の拡充

【20年末までに対応を検討】

〔保育料の軽減〕《厚生労働省》

- 保育所における、兄弟姉妹のいる家庭の保育料軽減措置の一層の拡大の検討

【制度的な見直しによる対応を検討】

〔育児・介護休業法の見直し〕《厚生労働省》

- 子の看護休暇制度を子どもの人数に配慮したものとする等の育児・介護休業法の見直しの検討を進め、必要な措置を講ずる

【20年度における事業実施、運用改善等】

〔兄弟姉妹のいる家庭が利用しやすいサービスの工夫〕《厚生労働省》

- 地域の事情にも配慮した兄弟姉妹の同じ保育所への優先入所の推進
- 保育所等を活用した放課後児童対策の奨励

〔住宅における支援〕《国土交通省》

- 大規模公営住宅団地の建て替え時の保育所等の併設の促進、公的賃貸住宅団地等を地域の福祉拠点として再整備する安心住空間創出プロジェクトの推進
- 高齢者等の住み替え支援制度を通じ、高齢者等が所有する住宅を子育て世帯へ供給する取組を支援(再掲)
- UR賃貸住宅における子育て世帯とその支援世帯の近居が可能となるような優遇措置の実施
- 住宅金融支援機構の証券化支援事業(フラット35)における親子リレー返済制度の推進

〔その他〕《内閣府、警察庁》

- 「子どもと家族を応援する日本」功労者表彰において、兄弟姉妹のいる世帯への支援に関する視点を考慮
- 安全性に配慮した幼児2人を同乗させることができる自転車の要件、開発可能性等の検討

《5 包括的な次世代育成支援の枠組みの構築》

【税制改正の動向を踏まえ検討】

〔包括的な次世代育成支援の枠組みの検討〕《厚生労働省》

- 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略に基づき、税制改革の動向を踏まえ、包括的な次世代育成支援の枠組みについて検討

【平成20年中に対応】

〔保育サービスの規制改革〕《厚生労働省》

- 子どもの福祉への配慮を前提に利用者の立場に立って検討し、平成20年内に結論

《6 児童生徒の社会保障に関する理解を深めるための取組》

〔児童生徒の社会保障に関する理解〕《文部科学省》

- 小・中学校の学習指導要領の改訂(平成20年3月)を踏まえ、社会保障に関する理解を深めるための取組を推進

②仕事と生活の調和の実現

子育て中の多様な働き方等を実現するために、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「行動指針」に基づく取組を推進するとともに、育児・介護休業法等の見直しの検討等を行う。

【21年度における新規事業又は既存事業の充実を検討(概算要求予定)】

〔「カエル・ジャパン」キャンペーンの推進等〕《内閣府》

- シンボルマーク、キャッチフレーズ、各種シンポジウム等の啓発イベントの有機的な連携による官民一体の国民運動の展開

〔仕事と生活の調和推進アドバイザーの養成支援〕《厚生労働省》

- 企業に対する相談・助言を行うアドバイザーの養成支援

〔業種の特性に応じた仕事と生活の調和推進プランの策定〕《厚生労働省》

- 所定外労働時間が長い業種、年休消化率の低い業種について、業界団体において、業種特性を踏まえたプランの策定とその普及促進

〔仕事と生活の調和を推進する都市〕《厚生労働省》

- 仕事と生活の調和を推進する都市の指定と支援

〔「仕事と生活の調和推進企業ネットワーク」(仮称)の構築〕《内閣府》

- 仕事と生活の調和に取り組む企業の社会的評価の向上を図るため、関係府省からの情報提供と企業間の情報交換ができるネットワークの構築

【制度的な見直しを検討】

〔次世代法による企業の次世代育成支援対策の促進〕《厚生労働省》

- 中小企業における一般事業主行動計画の策定の促進等を内容とする児童福祉法等改正法案の臨時国会への再提出を目指す

〔育児・介護休業法の見直し〕《厚生労働省》

- 育児期の短時間勤務制度の強化、男性の育児休業取得の促進等について、育児・介護休業法の見直しの検討

【20年度における事業実施、運用改善等】

〔中小企業への支援〕《経済産業省》

- 中小企業における事業所内託児施設の整備に必要な資金の融資
- 「仕事と生活の調和」に対応した経営の先進事例の調査と成果の普及を通じた中小企業経営者の意識喚起

4 派遣やパートなどで働く者が将来に希望を持てる社会

非正規労働者について、正規雇用との均衡処遇の確保、能力開発支援策の充実、日雇派遣など労働者派遣法制の見直し等の方策を講じ、非正規労働者が将来に希望を持ち、安心して働き、生活できる環境の整備を図る。

①非正規労働者の雇用の安定、社会保険の適用拡大等正規雇用と非正規雇用との均衡処遇の確保

フリーター等の若者が早急に安定した職業に就くことができるようにし、また、パートタイム労働者や有期契約労働者等の正社員化を含む待遇の改善や、社会保険の適用拡大を図ること等により、これらの者の将来にわたる安定した雇用・生活を実現するための取組を着実に進める。

【21年度における新規事業又は既存事業の充実を検討(概算要求予定)】

[フリーター等正規雇用化プラン(仮称)の推進]《厚生労働省》

- 年長フリーター、30代後半の不安定就労者を重点に、トライアル雇用制度の活用等による就職促進、職場定着までの一貫した就職支援を集中的に実施
- 年長フリーターの職業意欲の喚起、中小企業等とのマッチングの促進、若者の応募機会拡大に向けた企業の取組の促進

[パートタイム労働法に基づく正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進等]《厚生労働省》

- 助言指導等による均衡待遇の確保や正社員化に取り組む事業主への支援、短時間正社員制度の導入支援

[有期契約労働者の正社員化等の支援]《厚生労働省》

- 正社員化への支援に加え、フルタイムの有期契約労働者に、正社員と共通の処遇制度等の導入を行う中小企業に対する支援
- 有期契約労働者の雇用管理改善のためのガイドラインを活用した相談・指導等の実施

[住居喪失不安定就労者就労支援事業の推進]《厚生労働省》

- 住居喪失不安定就労者(インターネットカフェ等を起居の場とし、不安定な雇用状態に置かれている者等)に対する就労・生活・住宅に係る総合的な支援の実施

【制度的な見直しを検討】

[非正規労働者に対する社会保険の適用拡大]《厚生労働省》

- 継続審議中の被用者年金一元化法案の早期成立を目指すとともに、その後更に社会保険が適用される者を増やす方策について検討

②非正規労働者の能力開発支援策の充実

非正規労働者やニート等が必要な職業能力を身に付け、安定した職業に就くことにより自立をし、安心して働き、生活できるようにするための取組を着実に進める。

【21年度における新規事業又は既存事業の充実を検討(概算要求予定)】

[ジョブ・カード制度の整備・充実]《厚生労働省》

- ジョブ・カード制度(キャリア・コンサルティングを受けた上で、企業現場・教育機関等で訓練を行い、そこでの能力評価や職務経歴等の情報を就職活動に活用する仕組み)の整備・充実を図るため、訓練期間中の生活保障のための給付をすることができる制度の創設、参加協力企業への支援の拡充、訓練修了者を常用雇用した企業に対する支援

[ニート等の自立支援の充実]《厚生労働省》

- 地域若者サポートステーションを拡充し、自治体や教育機関等との連携によりニート等への支援を強化
- 若者自立塾の訓練メニューの多様化

[サービス産業能力評価システムの構築]《経済産業省》

- 人材の流動性の高いサービス産業において、業界、業種横断的に必要とされるスキルやノウハウを明確化し能力評価の仕組みを整備

[キャリア教育民間コーディネーター育成・評価システムの開発]《経済産業省》

- キャリア教育民間コーディネーター育成のための研修プログラムの開発等コーディネーターの質と量を確保するための基盤の構築

[地域における人材力の向上を通じた企業立地の促進]《経済産業省》

- 誘致対象産業のニーズを踏まえた地域の人材養成に対する支援

[地域の社会的課題を解決するソーシャルビジネスの推進]《経済産業省》(1-②の再掲)

③日雇派遣など労働者派遣法制の見直し

[労働者派遣法制の見直し等]《厚生労働省》

- 派遣で働く労働者が安心・納得して働くことができるよう、日雇派遣の規制など派遣労働者の待遇の改善を図るための労働者派遣法制の見直しを検討し、臨時国会への法案提出を目指す
- 偽装請負・違法派遣の一掃のための指導監督の徹底
- ハローワークの機能強化による日雇派遣労働者等の安定した就職に向けての支援、職場定着指導の実施

5 厚生労働行政に対する信頼の回復

国民の目線に立った厚生労働行政の総点検

国民生活に身近な厚生労働行政について、国民の目線に立った行政を推進し、国民の理解を得、信頼を回復することが急務であることから、厚生労働行政全般を総点検し、その在り方を検討し、再構築を図る。

〔国民の目線に立った厚生労働行政の総点検〕《厚生労働省》

- 厚生労働省において、有識者・大臣等からなる厚生労働行政在り方懇談会（仮称）を立ち上げ、主な点検の方向性について整理し、改善策などについて議論
- 懇談会の議論は逐次、業務改善など具体的な動きに反映させ、一刻も早い信頼回復への具体化につなげる

※検討のイメージについて

厚生労働行政は、国民全てに関わる行政分野として、その関心も高く、それだけに期待・批判も大きい

- ・出生前から死亡後に至るまで、全ての国民の生涯にわたって関わりを持つ行政であること
- ・雇用・社会保険など、全ての国民の生活、生命、健康、生き甲斐に関わりを持つ行政であること
- ・急速な少子化、高齢化という社会保障を巡る厳しい環境の中、保障に必要な財源を確保しつつ、国民のニーズに的確に対応していくことが求められていること

以上を踏まえ、

- ・国民ニーズの把握・双方向性の確保、政策立案力の向上、国民への説明責任（行政の適正化）
- ・組織統治・管理の仕組み、情報管理体制、業務改善・効率化など（行政の正確性・効率性）
- ・問題解決型組織への転換など（行政の危機管理能力）

など、さまざまな角度・視点から議論いただき、逐次具体化

「社会保障国民会議 中間報告」より抜粋

3 社会保障の機能強化のための改革

3 高齢期の所得保障

高齢期の所得保障は、自らの勤労所得・財産所得・年金所得の適切な組み合わせが基本になるが、現実には公的年金が高齢期の所得保障の柱となっている(資料20)。

改めて言うまでもなく、公的年金制度の長期的な安定・給付水準の確保は重要な課題である。

(1) 公的年金(基礎年金)の財政方式

社会保障国民会議では、平成16年の国民年金改正法に規定されている基礎年金国庫負担の1/2への引き上げ実施を前提に、基礎年金制度の財政方式について、現行社会保険方式、現行社会保険方式の修正案、税方式(複数案)について、客観的・中立的な定量的シミュレーションを実施し、関連資料(バックデータ)とともに公表した。

シミュレーションの詳細、各方式それぞれの所要財源額及びシミュレーション結果を踏まえた論点の整理等については、所得確保・保障(雇用・年金)分科会中間とりまとめの中で詳述している。

建設的な制度改革論議を行うためには、共通の土台となる客観的・実証的データに基づく議論が不可欠である。このシミュレーション結果がそのような「共通の土台となる基礎資料」として活用され、基礎年金の財政方式に関する議論がさらに深まることを期待している。

(2) 未納問題への対応

現行制度の最大の問題は未納問題である。未納はマクロ的には年金財政に大きな影響を与えるものではない。しかしながら、継続的な未納者は将来無年金者となり、生活保護受給者となる可能性があるという意味で未納の増加(とそれによる無年金者・低年金者の発生)は、皆年金制度の理念を脅かす大きな問題である。

また、未納者の増大は真面目に納付する人々の不公平感を増大させ、制度への信頼を低下させ、更なる未納の増大を招く危険がある。その意味でも未納問題は基礎年金制度にとって重大な問題である。

未納問題を解決していくためには、未納者の属性を分析し、属性に対応した実効ある対策を早急に実施することが必要である。具体的には、

- ① 低所得者については、免除制度の積極的活用(事実上の税方式による最低保障)を行う
- ② 非正規雇用者・非適用事業所雇用者については、厚生年金の適用を拡大するとともに、雇用主による代行徴収を行う
- ③ 確信的不払い者(多くは中高額所得者)については、徹底した強制徴収を実施する

等、制度的対応を含めた措置を講じ、納付率の向上に真剣に努めるべきである(資料21)。

(3) 無年金・低年金問題への対応

無年金者は現在44万人、高齢者人口の約2%弱である(資料22)。無年金・低年金は過去の納付実績の反映であり、近時の適用拡大による未加入者の減少(過去は統計上の納付率は高かったが未加入者が多かったので実質的な意味での納付率は現在とあまり変わっていなかった)等を考慮すれば、現行の納付率で推移した場合、将来無年金者が大きく増大することは考えにくい。逆にいえば、現在のままの納付率水準であれば将来にわたって継続的に高齢者の一定割合(約2%)の無年金者が発生しつづけるということであり、やはり大きな問題である。

無年金者・低年金者の発生を最小限に食い止めるため、未納対策の徹底とともに、単身高齢者女性等を念頭に置いた基礎年金の最低保障額の設定、弾力的な保険料追納等の措置を検討すべきである。

さらに、最後のセーフティネットとしての生活保護制度の再評価等についても検討すべきである。

「社会保障国民会議 第一分科会中間とりまとめ」—抜粋—

2. 社会保障制度と経済活力

(2) 現役世代の活力の維持・増大

④就労促進政策

高齢者の就労促進については、日本の高齢者の就業意思が極めて高い中で、高齢者の雇用を阻害すると考えられる要因として、定年制や在職老齢年金による就労調整が挙げられる。これらが持つ就労を過度に抑制する機能を見直し、働き方に中立的な制度となるよう検討する必要がある。年金の支給開始年齢引き上げに対応して、年金が65歳支給になる時点では、定年年齢もそこまで引き上げることなども含めて検討すべきである。また少なくとも65歳までは雇用が確保される条件を早急に整備しなければならない。年金についていえば、例えば、個々人が受給年齢を選択でき、働くときは年金を休止できるスウェーデン方式を参考に、いつ引退しても、受給月額調整により、年金の総受取額が変わらないような仕組みが考えられる。

⑤働き方に中立的な社会保険制度等の確立

上述の雇用政策と年金政策が連動するように、年金制度を働き方と中立的なものにする必要がある。このうち個人の就業行動に与える影響については、すでに高齢者の就労を抑制するような年金制度を就労と中立的にすべきことを指摘したが、企業側の雇用行動を歪めている点も見過ごせない。とくに企業にとって社会保険制度上コストが低くなるために非正規雇用の増加につながったり、社会保険の非適用事業所に雇用されているために厚生年金などの適用を受けられない労働者も少なくないということは懸念されるところである。

このことは正規雇用者と非正規雇用者の格差を固定することにもなっているもので、非正規雇用者への年金保険や雇用保険の拡大を早急に進めるべきである。また、非正規雇用者の老後所得の保障という観点からも非正規雇用者に対する被用者年金適用の拡大が重要であることはいうまでもない。この点については現在国会に上程されている改正法案の成立を急ぎつつ、非正規雇用者への社会保険適用と適用事業所の対象をさらに拡大する方向で、早急に検討すべきである。その際、短時間就労を含め、労働時間にかかわらず保険料を支払う制度についても、適用を免れるための細切れ労働時間を設定させないという視点からは検討する価値があるだろう。

3. 高齢期における所得保障の在り方

(2) 高齢者世帯の所得と年金の果たしている役割

年金が高齢者の生活の中核になっている現状を踏まえれば、基礎年金水準の所得すら得られていない高齢者の生活保障をどう考えるかは重要な問題であることは

間違いない。年金制度における対応とともに、現行生活保護制度についても、諸外国の例なども参考に、より柔軟に適用できるような対応を検討することも必要であろう。

4. 公的年金制度のあり方

(3) 公的年金制度の財政方式のありかたについて

(iv) いわゆる未納問題

現行制度を前提にするのであれば、実効ある未納対策、低年金・無年金者対策を講じることが極めて重要である。この場合、国民年金未納者の相当部分が臨時・パートなどの非正規雇用者であることから、先にⅡ—(2)(iv)で述べた非正規雇用者への厚生年金適用拡大は、国民年金の未納対策という観点からも効果的であり、職権免除など低所得者層への免除適用の徹底と併せ、早急に検討すべきである。未納者が無年金者になることを防ぐという意味で税方式は弱者にやさしい制度といえるが、社会保険制度においてこうした納付免除の措置を講じるということは、事実上税財源によって給付を行うことであり、現行制度のもとでも、税方式の持つメリットは一部実現可能であるともいえる。

また、今回のシミュレーションにおいて、現行制度の修正案として最低保障年金の導入や受給資格期間の見直し等について試算を行ったが、こうした基礎年金の最低保障機能を強化する方策についても具体的に検討を行うべきである。

もとより年金など社会保障制度改革を議論するときの大前提は、それ以前に可能な限りの行財政改革を行うことである。そのうえで公的年金制度の財政方式については、財政上のシミュレーション結果を含む、以上のメリット、デメリットを比較考量し、また医療、介護、福祉への税財源の支出の必要性等も勘案し、総合的に判断されるべきものである。なおその際に、年金の財政方式に関しては、現在の社会保険方式においても基礎年金部分に税財源が投入されており、また上述のように税方式の利点である無年金者の救済も行えることを考えると、二つの財政方式を対立的にではなく補完的にとらえる視点も重要である。さらに、公的年金制度を若者を含めた国民全体のものととらえる視点をもつことがなによりも大切である。このため、とくに若年層の現行制度に対する世代間格差感に配慮することは重要で、育児期間中の保険料免除といった形で年金制度が育児支援を行ったり、あるいは会計的な透明性に留意しつつ積立金を活用した若者(就労機会や能力開発機会に恵まれなかった者も含む)に対する奨学金制度を創設したりするといったことなども検討に値する。

年金積立金運用結果（平成19年度）

1 年金積立金の運用実績

平成19年度の運用実績は、収益額－5兆1,777億円、収益率－3.53%である。また、過去7年間（年金積立金の自主運用開始以降）の累積収益額は23兆0,684億円、年平均収益率2.26%となっている。

① 平成19年度

- 年金積立金全体の収益額（承継資産の損益を含む場合） －5兆1,777億円
- 〃 の収益率 －3.53%

	市場運用分 (手数料等控除後)	財投債 引受分	財政融資資金 預託分	合計	合計 (承継資産の損益 を含んだ場合)
資産額	90.4兆円	28.6兆円	22.6兆円	141.6兆円	138.6兆円
収益額	-56,692億円	3,109億円	4,678億円	-48,905億円	-51,777億円
収益率	-6.45%	1.10%	1.45%	-3.28%	-3.53%

(注) 年金積立金の市場運用分の収益及び旧年金福祉事業団からの承継資産分の損益は時価ベース

② 過去7年間（年金積立金の自主運用開始以降）

- 年金積立金全体の累積収益額（承継資産の損益を含む場合） 23兆0,684億円
- 〃 の年平均収益率 2.26%

	過去7年間 (13～19年度)	過去5年間 (15～19年度)
累積収益額	230,684億円	200,537億円
平均収益率	2.26%	2.75%

(注) 平均収益率は、相乗平均である。

2 年金積立金の運用実績が年金財政に与える影響の評価

平成19年度の運用実績は、賃金上昇率に対する実質的な運用利回りで比較すると、年金積立金全体では財政再計算上の前提を3.67%下回っているものの、過去5年間（平成16年財政再計算の推計初年度（平成15年度）以降）では年平均2.10%、過去7年間（年金積立金の自主運用開始以降）では年平均1.73%、それぞれ財政再計算上の前提を上回っており、年金積立金の運用が年金財政にプラスの影響を与えている。

① 平成19年度の運用実績が年金財政に与える影響の評価

公的年金の年金給付額は、長期的にみると名目賃金上昇率に連動して増加することとなるため、運用収入のうち賃金上昇率を上回る分が、年金財政上の実質的な収益となる。

このため、運用実績の評価は、名目運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いた「実質的な運用利回り」について、運用実績と、平成16年財政再計算における前提とを比較して行う。

		厚生年金	国民年金	(参考) 年金積立金全体
実績	名目運用利回り	-3.54%	-3.38%	-3.53%
	名目賃金上昇率	-0.07%	-0.07%	-0.07%
	実質的な運用利回り	-3.47%	-3.31%	-3.46%
財政再計算上の前提	実質的な運用利回り	0.21%	0.20%	0.21%
実質的な運用利回りの財政再計算上の前提との差		-3.68%	-3.51%	-3.67%

(注1) 名目運用利回りは、運用手数料等控除後の収益率である。

(注2) 実質的な運用利回りは $(1 + \text{名目運用利回り} \div 100) \div (1 + \text{名目賃金上昇率} \div 100) \times 100 - 100$ により求めている。

(注3) 名目賃金上昇率は、性・年齢構成の変動による影響を控除した名目標準報酬上昇率である。

(注4) 名目賃金上昇率は厚生年金のみのデータから求めたものであり、被用者年金全体のデータを用いて求められる再評価率とは異なる。

② 平成15年度から平成19年度までの運用実績が年金財政に与える影響の評価 (平成16年財政再計算の推計初年度からの評価)

		厚生年金	国民年金	(参考) 年金積立金全体
実績	名目運用利回り	2.74%	2.77%	2.75%
	名目賃金上昇率	-0.14%	-0.14%	-0.14%
	実質的な運用利回り	2.88%	2.91%	2.89%
財政再計算上の前提	実質的な運用利回り	0.79%	0.73%	0.79%
実質的な運用利回りの財政再計算上の前提との差		2.09%	2.18%	2.10%

③ 平成13年度から平成19年度までの運用実績が年金財政に与える影響の評価 (年金積立金の自主運用開始からの評価)

		厚生年金	国民年金	(参考) 年金積立金全体
実績	名目運用利回り	2.27%	2.10%	2.26%
	名目賃金上昇率	-0.30%	-0.30%	-0.30%
	実質的な運用利回り	2.58%	2.41%	2.57%
財政再計算上の前提	実質的な運用利回り	0.85%	0.74%	0.84%
実質的な運用利回りの財政再計算上の前提との差		1.73%	1.67%	1.73%

(照会先)

【特別会計の決算結果】

社会保険庁運営部年金保険課 (内線3646)

【時価評価関係】

厚生労働省年金局数理課・ (内線3354)

電話 (代表) 03-5253-1111

厚生年金・国民年金の平成19年度収支決算の概要

- 平成19年度収支決算は、厚生年金（年金特別会計厚生年金勘定）では9,378億円歳入が歳出を上回り、国民年金（年金特別会計国民年金勘定）では3,593億円歳出が歳入を上回った。
〔 なお、歳入においては、厚生年金3兆9,853億円、国民年金1,490億円の積立金からの受け入れを行っている。 〕
- 年金積立金管理運用独立行政法人における運用収益（時価ベース）を加えたとなると、厚生年金では5兆5,909億円のマイナス、国民年金では7,779億円のマイナスであった。
- 決算終了後の積立金残高は、厚生年金で127兆0,568億円、国民年金で8兆2,692億円、厚生年金・国民年金計で135兆3,260億円。（簿価）
また、時価ベースの積立金残高は、厚生年金で130兆1,810億円、国民年金で8兆4,674億円、厚生年金・国民年金計で138兆6,485億円。
- なお、年金財政は長期的な観点から評価すべきものであり、単年度の収支決算結果のみをもって評価を行うことは適当でない。

1. 厚生年金

(1) 歳入は、前年度より5,833億円増加している。

(主な変化)

- ・ 保険料収入が、被保険者数の増加及び保険料率の引上げ等により9,856億円増加している。
- ・ 一般会計より受入(国庫負担)が3,373億円増加している。
- ・ 厚生年金基金の代行返上による移換金が1,247億円減少している。
- ・ 積立金より受入が5,687億円増加している。
- ・ 年金積立金管理運用独立行政法人納付金が6,015億円減少している。

(2) 歳出は、前年度より7,476億円増加している。

(主な変化)

- ・ 受給者数の増加等により、給付費が638億円増加し、基礎年金勘定へ繰入(基礎年金拠出金)が7,009億円増加している。

(3) その結果、歳入36兆0,830億円に対し、歳出35兆1,451億円となり、9,378億円歳入が歳出を上回った。

(4) 年金積立金管理運用独立行政法人における運用収益(時価ベース)を加えたとして、5兆5,909億円のマイナスであった。

(注) ここで時価ベースとは、年金積立金管理運用独立行政法人における市場運用分の株式等の評価損益も運用収入に含めて評価したものである。

(5) 積立金は、期中に3兆9,853億円を取り崩したが、剰余金9,378億円を積み立てたほか、業務勘定において生じた剰余金63億円を積立金に繰り戻したことから、決算終了後の積立金残高は、12.7兆0,568億円となった。

(6) 時価ベースの積立金は、130兆1,810億円であり、前年度末(139兆7,509億円)から9兆5,699億円の減少。

(参考) 現在は保険料率の引上げ途上にあることから、基礎年金国庫負担割合が2分の1に引き上げられる平成21年度までは基本的には積立金は減少基調にあり、平成16年財政再計算(基金代行部分を含む)では、平成19年度に2.5兆円減少する予定であった。

なお、平成18年度末における実績の積立金(基金代行部分を含む推計値)は平成16年財政再計算(基金代行部分を含む)の見込みを12.8兆円上回っていた。

2. 国民年金

(1) 歳入は、前年度より3,436億円減少している。

(主な変化)

- ・ 保険料収入が被保険者の減少等により456億円減少している。
- ・ 一般会計より受入(国庫負担)が465億円増加している。
- ・ 旧国民年金法による受給者数が減少したことにより、基礎年金勘定からの受入金が1,336億円減少している。
- ・ 積立金より受入が1,338億円減少している。
- ・ 年金積立金管理運用独立行政法人納付金が578億円減少している。

(2) 歳出は、前年度より1,036億円減少している。

(主な変化)

- ・ 旧国民年金法による受給者数が減少したこと等により、給付費が1,287億円減少している。
- ・ 受給者数の増加等により、基礎年金勘定へ繰入(基礎年金拠出金)が149億円増加している。

(3) その結果、歳入5兆5,729億円に対し、歳出5兆9,322億円となり、3,593億円歳出が歳入を上回った。

(4) 年金積立金管理運用独立行政法人における運用収益(時価ベース)を加えたとして、7,779億円のマイナスであった。

(注) ここで時価ベースとは、年金積立金管理運用独立行政法人における市場運用分の株式等の評価損益も運用収入に含めて評価したものである。

(5) 積立金は、期中に1,490億円を取り崩し、更に不足額3,593億円について積立金から補足したほか、業務勘定において生じた剰余金115億円を積立金に繰り戻したことから、決算終了後の積立金残高は、8兆2,692億円となった。

(6) 時価ベースの積立金は、8兆4,674億円であり、前年度末(9兆3,828億円)から9,153億円の減少。

(参考) 現在は保険料の引上げ途上にあることから、基礎年金国庫負担割合が2分の1に引き上げられる平成21年度までは基本的には積立金は減少基調にあり、平成16年財政再計算では、平成19年度に0.2兆円減少する予定であった。

なお、平成18年度末における実績の積立金は平成16年財政再計算の見込みを1.1兆円上回っていた。

厚生年金の平成19年度収支決算

年金特別会計 厚生年金勘定

(単位: 億円)

科 目	18年度決算額	19年度決算額	差引増(△)減額
(歳 入)			
保険料収入	209,835	219,691	9,856
一般会計より受入	48,285	51,659	3,373
船員保険特別会計より受入	125	121	△ 4
基礎年金勘定より受入	19,989	18,832	△ 1,157
解散厚生年金基金等徴収金	6,800	5,552	△ 1,247
拠出金収入	385	347	△ 38
存続組合等納付金	5,328	2,560	△ 2,768
運用収入	7,454	4,344	△ 3,110
厚生年金基金等徴収金	-	0	0
積立金より受入	34,167	39,853	5,687
年金積立金管理運用独立行政法人 納付金	18,253	12,238	△ 6,015
独立行政法人年金・健康保険福祉 施設整理機構納付金	13	163	150
独立行政法人福祉医療機構納付金	-	5,402	5,402
雑収入	4,363	67	△ 4,296
歳 入 合 計	354,996	360,830	5,833
(歳 出)			
保険給付費	222,541	223,179	638
基礎年金勘定へ繰入	119,224	126,233	7,009
福祉施設費等業務勘定へ繰入	1,223	1,124	△ 99
諸支出金	988	916	△ 72
予備費	0	0	0
歳 出 合 計	343,975	351,451	7,476
歳入・歳出差引残	11,021	9,378	△ 1,643
業務勘定剰余金の積立金への組入れ	105	63	△ 42
年 度 末 積 立 金	1,300,980	1,270,568	△ 30,412
被保険者数 [年間平均] (千人)	33,736	34,579	843
平均標準報酬月額 (千円)	312	312	0
平均賞与月数 (月数)	2.3	2.3	0.0
受給者数 [年間平均] (千人)	23,485	24,493	1,008
物価スライド改定 (%)	△0.3	0.0	-

* 端数整理のため、合計が一部不一致である。

* 平成18年度決算額の雑収入には、旧年金資金運用基金の解散に伴い、年金住宅融資回収金等が年金特別会計に承継されたことによる収入(4,282億円)が含まれている。

* 年度末積立金には、当年度の歳入・歳出差引残が含まれている。

厚生年金の平成19年度収支決算

(時価併記版)

年金特別会計 厚生年金勘定

(単位: 億円)

科 目	18年度決算額	19年度決算額
(歳 入)		
保険料収入	209,835	219,691
一般会計より受入	48,285	51,659
船員保険特別会計より受入	125	121
基礎年金勘定より受入	19,989	18,832
解散厚生年金基金等徴収金	6,800	5,552
拠出金収入	385	347
存続組合等納付金	5,328	2,560
運用収入(年金積立金管理運用独立行政法人納付金を含む)	25,708	16,582
(再掲 年金積立金管理運用独立行政法人納付金)	[42,790] (18,253)	[△ 48,705] (12,238)
厚生年金基金等徴収金	—	0
積立金より受入	34,167	39,853
独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構納付金	13	163
独立行政法人福祉医療機構納付金	—	5,402
雑収入	4,363	67
歳 入 合 計	354,996 [372,079]	360,830 [295,543]
(歳 出)		
保険給付費	222,541	223,179
基礎年金勘定へ繰入	119,224	126,233
福祉施設費等業務勘定へ繰入	1,223	1,124
諸支出金	988	916
予備費	0	0
歳 出 合 計	343,975	351,451
歳入・歳出差引残	11,021 [28,103]	9,378 [△ 55,909]
業務勘定剰余金の積立金への組入れ	105	63
年度末積立金	1,300,980 [1,397,509]	1,270,568 [1,301,810]
被保険者数[年間平均](千人)	33,736	34,579
平均標準報酬月額(千円)	312	312
平均賞与月額(千円)	2.3	2.3
受給者数[年間平均](千人)	23,485	24,493
物価スライド改定(%)	△ 0.3	0.0
運用利回り(%)	3.10 (1.60)	△ 3.54 (1.43)

* 端数整理のため、合計が一部不一致である。

* 平成18年度決算額の雑収入には、旧年金資金運用基金の解散に伴い、年金住宅融資回収金等が年金特別会計に承継されたことによる収入(4,282億円)が含まれている。

* 年度末積立金には、当年度の歳入・歳出差引残が含まれている。

なお、平成18年度決算額の年度末積立金の[]内には、平成18年4月の年金積立金管理運用独立行政法人の設立に際し、独立行政法人会計基準に基づいて財務諸表を作成したことに伴う資産額の評価増分(厚生年金2.7億円)を含む。

* []内は、運用収入に年金積立金管理運用独立行政法人における当年度の時価ベースの運用収益を加えたものであり、年金積立金管理運用独立行政法人納付金を含むものである。

なお、時価ベースの運用収益とは、市場運用分について、株式等の評価損益も損益に含めて評価したものである。その際、旧年金福祉事業団から承継した資産(承継資産)に係る損益を含めており、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金の積立金の元本平均残高の比率により行っている。

* 運用利回りは、時価ベースの運用収益の利回りである。()内は財政融資資金への預託金の運用利回りである。

国民年金の平成19年度収支決算

年金特別会計 国民年金勘定

(単位：億円)

科 目	18年度決算額	19年度決算額	差引増(△)減額
(歳 入)			
保険料収入	19,038	18,582	△ 456
一般会計より受入	17,971	18,436	465
基礎年金勘定より受入	17,108	15,772	△ 1,336
運用収入	607	334	△ 274
積立金より受入	2,828	1,490	△ 1,338
年金積立金管理運用独立行政法人 納付金	1,358	779	△ 578
独立行政法人年金・健康保険福祉 施設整理機構納付金	0	24	24
独立行政法人福祉医療機構納付金	-	298	298
雑収入	254	13	△ 241
歳 入 合 計	59,165	55,729	△ 3,436
(歳 出)			
国民年金給付費	18,149	16,862	△ 1,287
基礎年金勘定へ繰入	41,002	41,151	149
福祉施設費等業務勘定へ繰入	874	916	41
諸支出金	333	393	60
予備費	0	0	0
歳 出 合 計	60,358	59,322	△ 1,036
歳入・歳出差引残	△ 1,194	△ 3,593	△ 2,399
業務勘定剰余金の積立金への組入れ	169	115	△ 53
年度末積立金	87,660	82,692	△ 4,968
第1号被保険者数〔年間平均〕(千人)	21,411	20,576	△ 835
保険料額〔月額〕(円)	13,860	14,100	240
受給者数〔年間平均〕(千人)	4,545	4,217	△ 328
物価スライド改定(%)	△ 0.3	0.0	-

* 端数整理のため、合計が一部不一致である。

* 平成18年度決算額の雑収入には、旧年金資金運用基金の解散に伴い、年金住宅融資回収金等が年金特別会計に承継されたことによる収入(239億円)が含まれている。

* 年度末積立金には、当年度の歳入・歳出差引残が含まれている。

国民年金の平成19年度収支決算

(時価併記版)

年金特別会計 国民年金勘定

(単位: 億円)

科 目	18年度決算額	19年度決算額
(歳 入)		
保険料収入	19,038	18,582
一般会計より受入	17,971	18,436
基礎年金勘定より受入	17,108	15,772
運用収入(年金積立金管理運用独立行政法人納付金を含む)	1,965	1,113
	[2,879]	[△ 3,073]
(再掲 年金積立金管理運用独立行政法人納付金)	(1,358)	(779)
積立金より受入	2,828	1,490
独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構納付金	0	24
独立行政法人福祉医療機構納付金	—	298
雑収入	254	13
歳 入 合 計	59,165	55,729
	[60,079]	[51,544]
(歳 出)		
国民年金給付費	18,149	16,862
基礎年金勘定へ繰入	41,002	41,151
福祉施設費等業務勘定へ繰入	874	916
諸支出金	333	393
予備費	0	0
歳 出 合 計	60,358	59,322
歳入・歳出差引残	△ 1,194	△ 3,593
	[△ 279]	[△ 7,779]
業務勘定剰余金の積立金への組入れ	169	115
年度末積立金	87,660	82,692
	[93,828]	[84,674]
1号被保険者数〔年間平均〕(千人)	21,411	20,576
保険料額〔月額〕(円)	13,860	14,100
受給者数〔年間平均〕(千人)	4,545	4,217
物価スライド改定(%)	△ 0.3	0.0
運用利回り(%)	3.07	△ 3.38
	(1.78)	(1.88)

* 端数整理のため、合計が一部不一致である。

* 平成18年度決算額の雑収入には、旧年金資金運用基金の解散に伴い、年金住宅融資回収金等が年金特別会計に承継されたことによる収入(239億円)が含まれている。

* 年度末積立金には、当年度の歳入・歳出差引残が含まれている。

なお、平成18年度決算額の年度末積立金の〔 〕内には、平成18年4月の年金積立金管理運用独立行政法人の設立に際し、独立行政法人会計基準に基づいて財務諸表を作成したことに伴う資産額の評価増分(国民年金0.2億円)を含む。

*〔 〕内は、運用収入に年金積立金管理運用独立行政法人における当年度の時価ベースの運用収益を加えたものであり、年金積立金管理運用独立行政法人納付金を含むものである。

なお、時価ベースの運用収益とは、市場運用分について、株式等の評価損益も損益に含めて評価したものである。その際、旧年金福祉事業団から承継した資産(承継資産)に係る損益を含めており、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金の積立金の元本平均残高の比率により行っている。

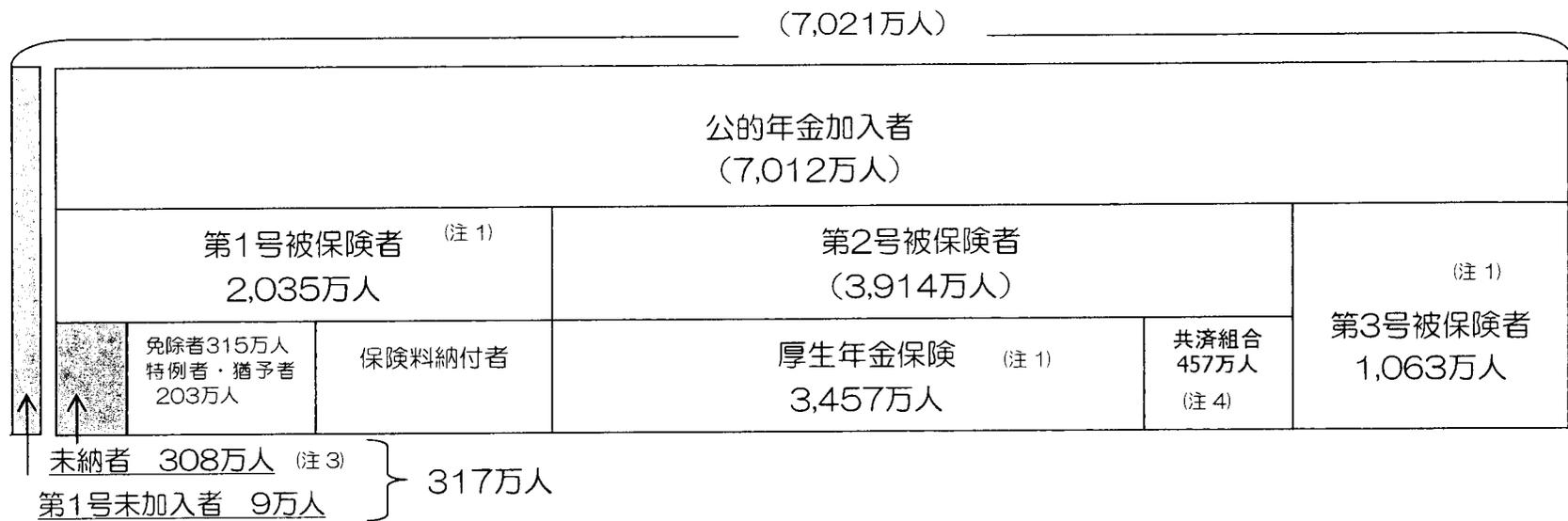
* 運用利回りは、時価ベースの運用収益の利回りである。()内は財政融資資金への預託金の運用利回りである。

平成19年度国民年金保険料納付率及び今後の対策

1. 平成19年度の国民年金保険料の納付率等

《公的年金加入者の状況（平成19年度末）》

○ 未納者（平成19年度末までの過去2年間の保険料が未納となっている者）は約308万人、未加入者は約9万人。
 公的年金加入対象者全体でみると、約95%の者が保険料を納付（免除及び納付猶予を含む。）。
 ※ 未納者と未加入者を合わせた約317万人は、公的年金加入対象者数の4.5%。



(注2)

注1) 平成20年3月末現在。第1号被保険者には、任意加入被保険者(34万人)を含めて計上している。

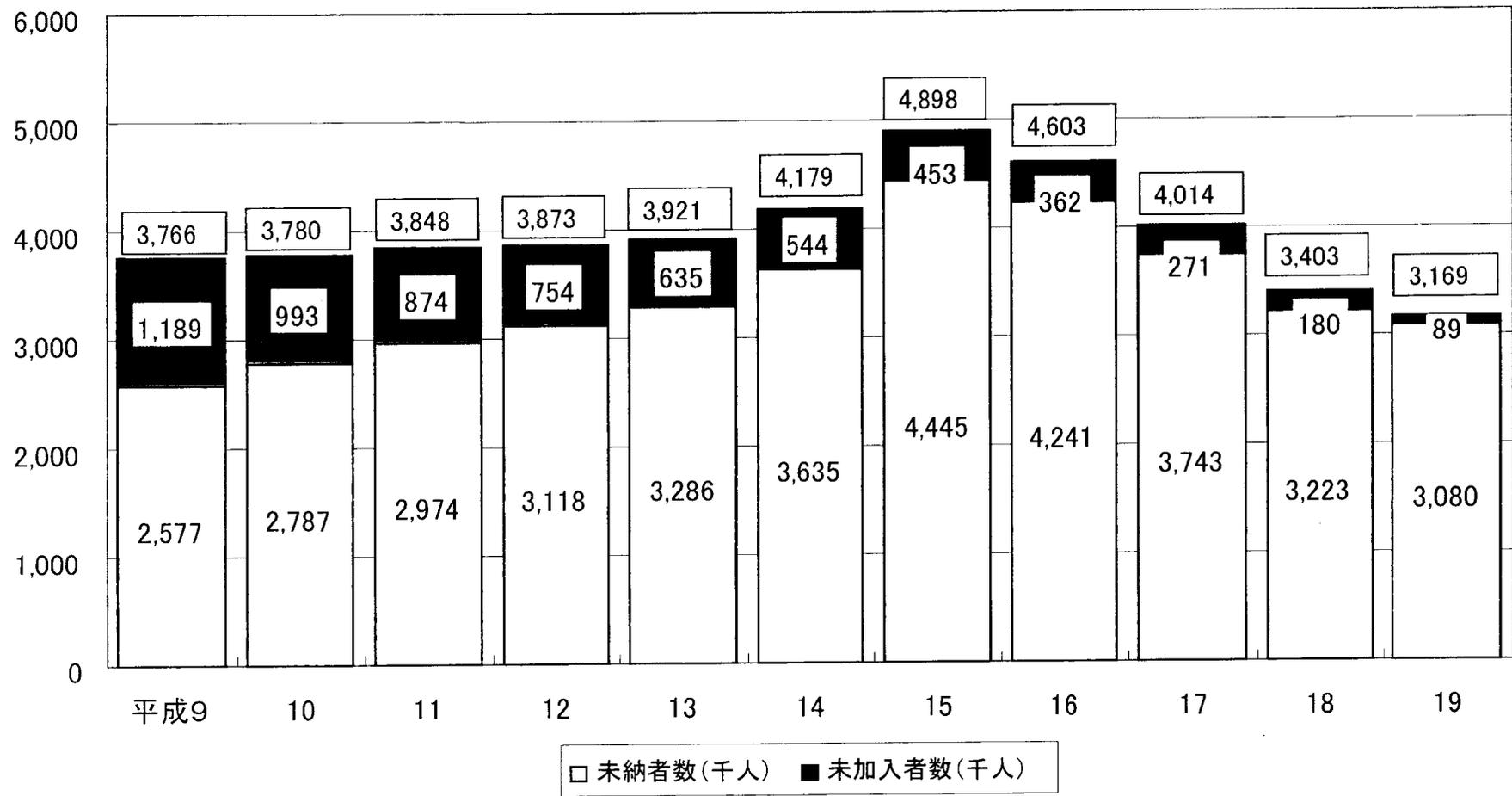
2) 公的年金加入状況等調査の平成13年結果及び平成16年結果を線型按分した推計値。

3) 未納者とは、24か月(18年4月～20年3月)の保険料が未納となっている者。

4) 平成19年3月末現在。

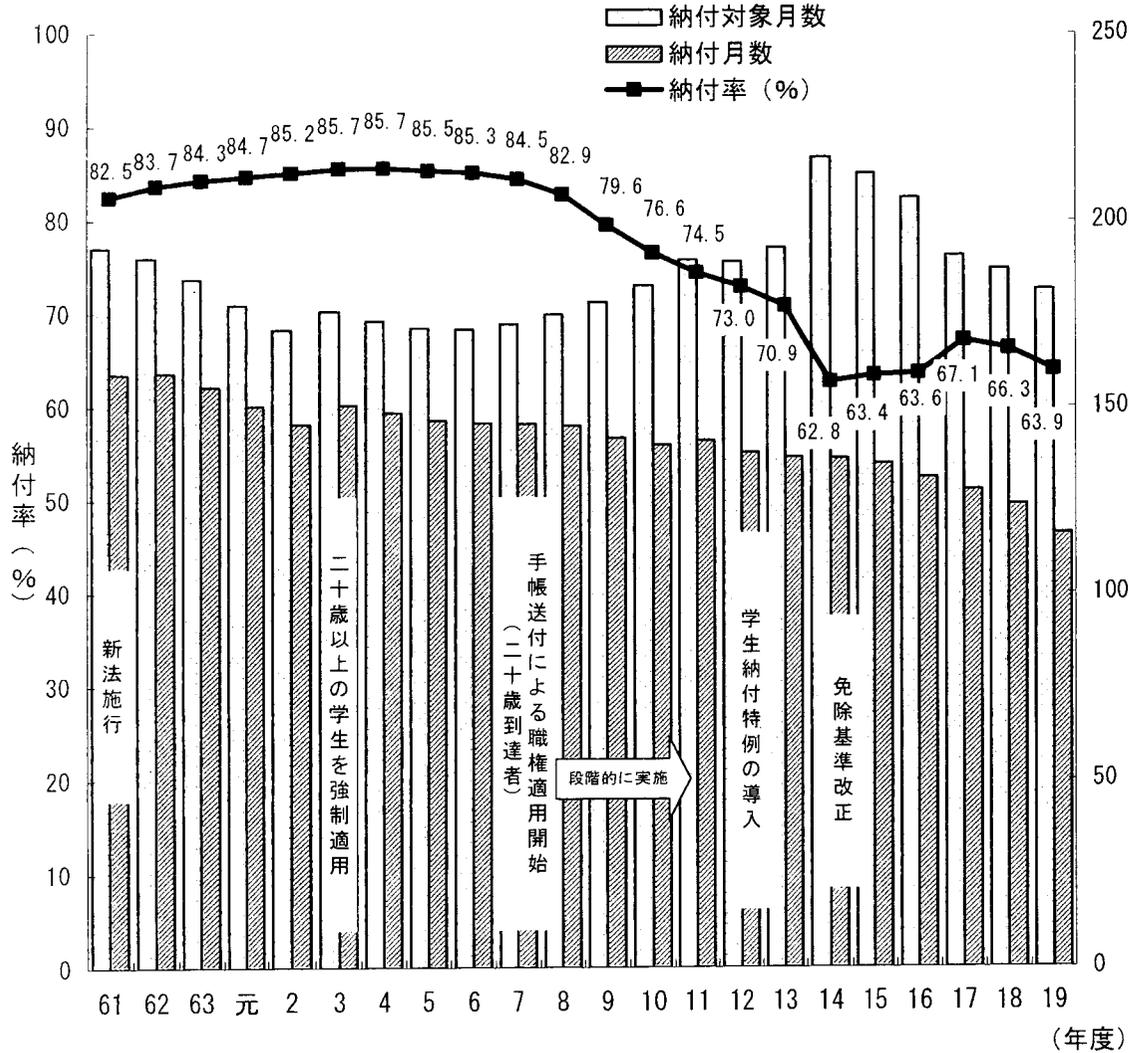
5) ()内は、時点が異なる数値を単純合計して得られた暫定値。

公的年金制度における未加入者・未納者数の推移(平成9年度～19年度)



注) 未納者とは、過去24か月の保険料が未納となっている者である。
 注) 平成17年度の未納者数は、不適正な免除手続の影響を排除した数値である。
 注) 平成10、13及び16年度の未加入者数は、公的年金加入状況等調査による。他の年度の未加入者数は、これらの年度から単純に線型按分したもの。

平成19年度の国民年金保険料の納付率等について



平成19年度の納付率は、63.9%

(対前年度比△2.3ポイント)

$$\text{納付率}(\%) = \frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$$

・納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

平成17年度の最終納付率は、72.4% (平成19年度末時点)

(平成18年度末と比較して+1.8ポイント)

※最終納付率は、17年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数を含まない。）に対し、時効前（納期から2年以内）までに納付した月数の割合。

納付率の推移

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
15年度分保険料	63.4%	65.6%	67.4%		
16年度分保険料		63.6%	66.3%	68.2%	
17年度分保険料			67.1%	70.7%	72.4%
18年度分保険料				66.3%	69.0%
19年度分保険料					63.9%

※ 時効前（納期から2年以内）に納付する者を含めると約7割が納付（目標納付率）

16年度目標	17年度目標	18年度目標	19年度目標
65.7%	69.5%	74.5%	80.0%

15年8月に国民年金特別対策本部において、中長期的な目標納付率（80%）を設定。

16年10月に行動計画において、年度別の目標納付率を設定。

2. 平成19年度の取組状況

取組結果に係る総括

- 平成19年度においては、年金記録問題への対応を最優先としたことから、委託業者による電話督促及び国民年金推進員による戸別訪問は着実に実施できたものの、職員による納付督促については年間を通じて十分な取組ができなかった。

具体的には、

- ①催告状の発行件数や集合徴収の開催回数が減少したこと
- ②各種対策の事後フォロー体制の確保ができなかったこと 等

- こうした中で、市町村から提供を受けた所得情報の活用により、免除等勧奨及び強制徴収といった未納者属性に応じた取組は一定の成果を上げることができた。

具体的には、

- ①全額免除率は25.8%で対前年度比0.6ポイント上昇
- ②過年度分保険料の収納月数の増加により、平成17年度分保険料の最終納付率が72.4%に上昇

- 国民年金担当職員は年金記録問題への対応業務に人員をシフトせざるを得ない状況にあったことから、本来、実施すべき収納対策業務については、十分な体制の確保が困難であった。

社会保険事務所等における収納対策業務に従事している正規職員数は、19年4月時点において約1,400人であったが、20年3月時点では約550人となり、約6割の職員を年金記録問題への対応要員としてシフトさせることとなった。

収納対策のスキーム（概念図）

納めやすい環境づくりの整備

- 口座振替の推進
- 口座振替割引制度の導入 (H17.4~)
 - (口座振替率)
 - 17年度末 18年度末 19年度末
 - 37% → 40% → 40%
 - 660万人 642万人 599万人
- 任意加入者の口座振替の原則化 (H20.4~)
- コンビニ納付の導入 (H16.2~)
 - (利用状況)
 - 17年度 18年度 19年度
 - 589万件 → 749万件 → 874万件
- インターネット納付の導入 (H16.4~)
 - (利用状況)
 - 17年度 18年度 19年度
 - 14万件 → 24万件 → 31万件
- クレジットカード納付の導入 (H20.2~)
 - (クレジットカード納付率)
 - 19年度
 - 2万件
- 税申告時の社会保険料控除証明書の添付義務化 (H17.11~)

未納者

市町村からの所得情報

強制徴収対象

納付督促対象

免除等対象

納付督促の実施

催告状（手紙）
 H17年度 3,418万件
 H18年度 1,863万件
 H19年度 823万件

電話
 H17年度 823万件
 H18年度 545万件
 H19年度 393万件

戸別訪問（面談）
 H17年度 1,774万件
 H18年度 1,627万件
 H19年度 1,432万件

集合徴収（呼出）
 H17年度 1,952万件
 H18年度 1,143万件
 H19年度 290万件

質の向上
 効率化

強制徴収の実施 不公平感の解消と波及効果

	17年度	18年度	19年度
最終催告状	172,440件	310,551件	40,727件
納付等	43,459件	102,335件	38,760件
財産差押	3,048件	11,910件	11,387件

・最終催告状は当該年度に着手し発行した件数
 ・納付等、財産差押え件数は、平成20年3月末現在

効率化により強制徴収へ要員シフト

- 電話納付督促の外部委託 (H17.4~数値目標設定)
 - 面談による納付督促に成果主義を導入 (H17.10~)
 - 市場化テストによる民間ノウハウの活用 (H17.10~)
- 督促件数
- | | |
|-------|-------|
| H17年度 | 19万件 |
| H18年度 | 255万件 |
| H19年度 | 621万件 |
- 17' 5ヶ所 → 18' 35ヶ所 → 19' 95ヶ所

全社会保険事務所単位で行動計画の策定・進捗管理(H16.10~)

免除などの周知・勧奨

- 免除や学生納付特例（学生の間の保険料納付を猶予し後で納付できるしくみ）を周知・勧奨し、年金権を確保、年金額を増額
- ハローワークとの連携による失業者への免除制度の周知 (H16.10~)
 - 若年者納付猶予制度の導入 (H17.4~)
 - 免除基準の緩和・免除の遡及 (H17.4~)
 - 申請免除手続の簡素化（継続意思確認 H17.7~/手続きの簡素化 H18.7~)
 - 法定免除手続の簡素化 (H19年度~)
 - 学生納付特例の申請手続の簡素化 (H20.4~)

事業主との連携

事業主からの制度等の周知及び保険料納付の勧奨等に関する協力 (H19年度~)

国民健康保険（市町村）との連携

未納者に対する短期の国民健康保険被保険者証の交付など (H20.4~)

社会保険制度内の連携

保険医療機関等・介護サービス事業者・社会保険労務士に対し、関係団体から納付勧奨 (H20.4~)、長期未納の場合は指定等を行わない (H21.4~)

広報・年金教育等

○年金制度の安心感、有利性をわかりやすく伝え国民の不安を払拭 ○学生・生徒に対し、年金制度の意義等に関する理解を促進 ○ねんきん特別便等、きめ細かい情報・サービスの提供

行動計画に基づく平成19年度の取組結果

平成19年度の行動計画における取組結果については次のとおり。

《納付督促》

区 分	社会保険事務所〔217事務所〕 (市場化テスト対象事務所以外)			市場化テスト対象事務所〔95事務所〕			合 計		
	①18年度の 実施件数	②19年度の 実施件数	対前年度比 (②÷①)	③18年度の 実施件数	④19年度の 実施件数	対前年度比 (④÷③)	⑤18年度の 実施件数	⑥19年度の 実施件数	対前年度比 (⑥÷⑤)
電話納付督促	406万件	331万件	81.5%	334万件	584万件	174.9%	740万件	915万件	123.6%
再掲(市場化テスト以外の委託)	290万件	273万件	94.1%	105万件	45万件	42.8%	395万件	318万件	80.5%
再掲(職員・収納指導員)	116万件	58万件	50.0%	32万件	17万件	53.1%	148万件	75万件	50.7%
再掲(市場化テスト事業者)	—	—	—	197万件	522万件	265.0%	197万件	522万件	265.0%
戸別訪問督促	1,209万件	1,192万件	98.6%	426万件	262万件	61.9%	1,635万件	1,454万件	89.0%
再掲(国民年金推進員)	1,138万件	1,166万件	102.5%	401万件	235万件	58.6%	1,539万件	1,401万件	91.0%
再掲(職員・収納指導員)	71万件	26万件	36.6%	18万件	4万件	22.2%	89万件	30万件	33.7%
再掲(市場化テスト事業者)	—	—	—	7万件	23万件	328.6%	7万件	23万件	328.6%
催 告 状	1,062万件	560万件	52.7%	51万件	74万件	147.1%	1,113万件	634万件	57.0%
集 合 徴 収	802万件	272万件	33.9%	—	1万件	—	802万件	273万件	34.0%

(取組状況)

- ・ 年金記録問題への対応に労力を要したことから、職員・収納指導員による督促活動が十分に実施出来なかった。
- ・ 市場化テストによる納付督促は、平成18年度に35か所で実施、平成19年10月より95か所に拡大したことに伴い、電話納付督促件数が大幅に増加しているが、戸別訪問督促件数は大幅に減少している。
- ・ 催告状については、年金記録問題への対応の影響から発行回数等が減少しており、送付件数も同様に減少している。
- ・ 集合徴収は、特に年金記録問題への対応による影響が大きく、また、未納者属性に応じて対象者を絞り込んだ上で未納者の実態に応じた文書を発送するなど効率的・効果的に実施しているが、実施件数は大幅に減少している。

《免除等勸奨》

区 分	①18年度の実施件数	②19年度の実施件数	対前年度比(②÷①)
ダイレクトメールによる個別文書勸奨	201万件	212万件	105.5%

■免除割合

区 分	①18年度	②19年度	対前年度比(②－①)
全 額 免 除	25.3%	25.8%	+0.6ポイント

(取組状況)

- 市町村から提供された所得情報を活用し、全額免除等に該当すると思われる者に対する個別文書の送付後は、職員・国民年金推進員等による電話、戸別訪問による申請促進に努め、全額免除率は対前年度を0.6ポイント上回った。

《強制徴収》

区 分	①18年度の実施結果	②19年度の実施結果	対前年度比(②÷①)
最終催告状発行件数	31.1万件	4.1万件	12.9%
督促状発行件数	12.1万件	2.8万件	23.1%
差 押 件 数	1.2万件	1.1万件	91.7%

(取組状況)

- 19年度は、年金記録問題への対応を最優先としたことから、最終催告状発行件数及び督促状発行件数は18年度に比して大幅に減少する結果となったが、18年度以前の強制徴収対象者で未納となっている者を最優先に取り組んだ結果、差押件数は18年度と同程度の実績となった。

国民年金保険料収納事業（市場化テスト）の実施状況

1 概要

- 国民年金保険料の収納事業のうち、強制徴収や免除等申請勧奨を除く納付督促業務等を包括的に民間委託し、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用する市場化テストモデル事業を平成 17 年 10 月から 5 か所の社会保険事務所を対象に実施。なお、受託事業者に対しては、事業目標としての「要求水準」を設定している。
- 平成 18 年 7 月からは 30 か所の社会保険事務所を追加して実施。
- 平成 19 年 10 月からは、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく事業として、更に 60 か所追加拡大し、計 95 か所の社会保険事務所を対象に実施。

2 実施状況

■ 実施期間、対象社会保険事務所

- 【拡大 30 箇所：平成 18 年 7 月から平成 19 年 9 月までの 15 か月】《10 事務局、13 地区、30 事務所》
- 【継続 5 箇所：平成 18 年 10 月から平成 19 年 9 月までの 12 か月】《5 事務局、5 地区、5 事務所》

■ 事業実績（要求水準の達成状況）

※ 要求水準・・・受託事業者に対する事業目標（委託期間中に当該社会保険事務所に収納された納付月数（過年度分保険料を含む。ただし、強制徴収により納付されたものを除く。）及び未納者から獲得した口座振替の件数）

【納付月数】 達成 = 0 地区（1 事務所）、未達成 = 全 18 地区（34 事務所）
※ 35 事務所全体の達成率（収納実績／要求水準）= 21,265,607 月／24,071,273 月 = 88.3%

【口座振替】 達成 = 0 地区（0 事務所）、未達成 = 全 18 地区（全 35 事務所）
※ 35 事務所全体の達成率（口座振替獲得件数／要求水準）= 1,100 件／15,250 件 = 7.2%

■ 事業経費（納付月数1月当たりのコスト（単純比較））

社会保険事務所の督励実績を見ると、集合徴収（呼出徴収）や電話に加え戸別訪問にかなりのウエイトを置いて納付督励を実施しているが、受託事業者は電話による納付督励が中心で、戸別訪問を実施しない又は一部に対してのみ実施するなど、人件費を中心に相当のコスト削減が図られている。

■ 評価

納付月数については、横須賀社会保険事務所を除き、他の社会保険事務所では要求水準を達成することはできず、また、口座振替はすべての社会保険事務所において要求水準を達成することはできなかった。このため、すべての社会保険事務所において、納付率の改善には繋がっていない。なお、コストについては、人件費を中心に相当のコスト削減が図られている。

〔事業実績等が低迷した要因〕

- 受託事業者において、納付率の向上に繋がる要求水準を上回る納付月数の獲得に向けた取組が不十分
 - 拡大した30事務所については、社会保険事務所が実施した前年度の納付督励実績に比して、電話による納付督励が中心で戸別訪問を実施しない又は一部に対して実施するなど、受託事業者の実績は低調である。また、納付督励の総件数についても、社会保険事務所に比して受託事業者の実績は低調なものとなっている。
 - 17年度から継続して実施している5社会保険事務所のうち、4社会保険事務所の納付督励実績は、前年度の受託事業者の実績を大幅に下回っている。
- 受託事業者において、納付率の向上に繋がる口座振替の獲得に向けた取組が不十分
- 対象社会保険事務所と受託事業者が積極的に協力・連携し、納付率の向上を目指すという取組が不十分
 - 社会保険事務所等においては、受託事業者の納付督励実績の報告を踏まえて、評価・分析を行い、今後の督励方法のあり方や効率的かつ効果的な手法をお互いに検討するなど、受託事業者との間で定期的な意見交換を行う体制が十分にとられていなかった。
また、過去に社会保険事務所が実施してきた効果のある手法や地域情報等を受託事業者に提供することにより、受託事業者と社会保険事務所が納付率向上のために、包括的に納付督励事業を推進していくという取組が不十分であった。

■ 今後の取組

社会保険事務所等は、受託事業者の毎月の実施結果を分析し、適切な指示・指導を行うとともに情報の共有化を図るなどして、更なる協力・連携体制の構築を図る。

3. 平成20年度の収納対策等について

年金記録問題への対応を最優先としつつ、収納対策についても下記により着実に推進する。

平成20年度の収納対策の主な内容

1 未納者属性に応じた効率的・効果的な対策の全国展開



「行動計画年間スケジュール」を参考に策定した社会保険事務所毎の対策を確実に実施することを前提として、未納者属性（年齢・所得層・未納期間等）に応じた効率的・効果的な行動計画を策定する。

また、所得情報を確実かつ早期に取得し、免除等対象者への申請勧奨及び受理に努める。

なお、強制徴収の取組のための人員を最低1名は確保し、他の収納対策についても、対策の優先順位を設けて督促対象者を細分化する等の措置を講じて、効率的・効果的な取組を推進する計画を立て実施する。

2 市場化テスト実施事務所の拡大に伴う効率的・効果的な徴収体制の確立



市場化テストの実施社会保険事務所を、平成19年度の95か所に加え、90か所を追加拡大し、185事務所において実施。

これまでの実績評価を踏まえて、納付率向上に寄与すべく社会保険事務所と受託事業者が協力・連携を図りつつ、一体となって収納対策に取り組む体制を構築する。

3 強制徴収の充実・強化



平成19年度においては、平成18年度以前に着手した者への対応を優先的に取り組み、差押件数及び納付月数は平成18年度並みの成果を上げた。

平成20年度も引き続き、過年度着手分未納者への督促状の発付、財産調査、差押えまでの取組を重点的に行い、1件当たりの収納月数の増加を目指す。

4 行動計画に基づいた進捗管理の徹底と情報の共有化



社会保険事務所は行動計画に基づいた年間計画を確実に実施するため、職員一人ひとりの具体的な数値目標を設定して、個人別の進捗管理の徹底を図り、社会保険事務所全体の事業実績の向上に結びつける。

また、本庁、社会保険事務局、社会保険事務所の間での情報の共有を図り、対策の進捗状況の把握及び管理を徹底する。

企業年金連合会における年金給付事業の実施状況に関する報告（企業年金連合会）
（平成20年8月29日）

事業の実施状況に関する報告（大臣報告）について

企業年金連合会では、受給開始年齢以後裁定を行っていない者（以下「未請求者」という。）の解消のため全力で取り組んでいるところです。

このたび、厚生労働大臣より毎事業年度終了後6月以内に報告を求められている、未請求者の状況及び企業年金連合会が講じた措置について、以下のとおり報告を行いました。

I 未請求の状況

1. 平成19年3月末時点の未請求者124万人の平成20年3月末の解消状況

- 平成19年3月末時点で裁定請求を行っていなかった方:124万人。
- 平成19年度の対策実施で**17万人(13%)**が未請求を解消され、平成20年3月末時点でも未請求で残っている方は**107万人**。その中の**89万人(83%)**が現住所不明。
- 現住所の把握が未請求問題の最大の課題であり、広報や裁定請求書類再送付による確認等、最大限の努力を行っている。

＜未請求者解消のため平成19年度中に実施した対策＞（対策費用11.1億円）

①広報の徹底

新聞、テレビ、ラジオによる広報や、社会保険事務所へのポスター、チラシの配布。

②相談体制の充実

コールセンターの体制強化（最大200人体制）、相談体制の充実。

*本人からの書類送付依頼により現住所が判明し、裁定請求書類を送付した数21万人。

③裁定請求書類の再送付(19万人)

裁定請求書類が到達している未請求者への裁定請求書類の再送付。

④中途脱退者等に送付する「承継通知書」にパンフレットを同封

2. 平成19年度中に受給権を取得した方の状況

- 平成19年度中に新たに受給権を得た方は**68万人**。
- 前記68万人を対象に裁定請求書類を送付し、届いた51万人中27万人(40%)が裁定に至った。1万人から死亡連絡。
- この結果、**40万人の方が請求に至っていない**。**23万人(34%)には裁定請求書類は届いており、請求手続中や請求を遅らせている方も含まれている**。

3. 平成 20 年 3 月末時点で未請求で残っている方の状況、「請求先延ばし」を除いた方の推計、平成 20 年 4 月以降の裁定等の対処状況と住所解明状況

○平成 20 年 3 月末時点で未請求で残っている方は、124 万人の未解消者 107 万人に平成 19 年度中 60 歳に到達し裁定等に至らなかった 40 万人を加えた **147 万人**。

○また、この中には、在職中のため裁定請求を先送りしている方や、請求手続中の方があり、65 歳頃までには請求が見込まれる。60 歳から 65 歳までの間に請求される方の比率に基づく推計によれば、これらの「請求先延ばし」の方は約 29 万人と推計されるので、この「請求先延ばし」の方を除いた未請求者は **118 万人**と見込まれる。

○なお、平成 20 年 3 月末の未請求者 147 万人のうち、平成 20 年 4 月から 7 月末までに、裁定された方 18 万人、死亡連絡のあった方 2 万人であり、計 **20 万人(14%)**について未請求が解消された。また、社会保険庁からの住所提供で新たに 14 万人の現住所が解明された。(平成 20 年 8 月 8 日現在)

II 未請求の原因の分析と対策

[原因 1] 現住所不明のため裁定請求書類を送付できない

○未請求者 147 万人中、現住所不明 106 万人(72%)

⇒対策 社会保険庁等の住所情報提供による現住所把握。

①厚生年金の受給権者ファイルとの照合による現住所把握(平成 20 年 4 月以降)

○現住所不明 106 万人中、平成 20 年 8 月 8 日時点で 14 万人の住所が新たに判明。

②厚生年金被保険者ファイルとの照合による氏名・基礎年金番号等変更者の現住所把握(平成 20 年 10 月以降)

③住民基本台帳ネットワークシステムによる最新の現住所把握のための働きかけ

○必要な法制度上の手当てについての働きかけや、連合会のシステム整備。

[原因 2] 在職中等による「請求先延ばし」や、年金額が少額等のため請求しない

○未請求の方の中には裁定請求書類を送付・再送付しても請求されない方がいる。

○このように請求書類が届いても請求しないのは、次の理由が考えられる。

①60 歳台前半の方(未請求者の 58%)には在職中の方が多く、公的年金の裁定請求と合わせて引退時に請求しようとしている方がいる。(「請求先延ばし」)

*平成 19 年 60-64 歳の就業率 56% (総務省『労働力』調査)

②年金額が少額のため請求しない方がいると思われる。中途脱退者のうち年金 5000 円未満(月額 417 円未満)の方が半数弱(47%)

[参考] 裁定請求書類再送付時に行った請求しない理由のアンケート(平成 20 年 7 月 31 日)

回答 18,296 人 複数回答のため 18,775 件

うち、年金が少額のため辞退 3,624 件(19%)、受給を先延ばししたい 3,211 件(17%)

⇒対策 請求促進のためのあらゆる対策の実施

①広報及び相談体制の充実

- ・効果的な広報による未請求問題及び連合会の年金制度の周知。
- ・電話相談窓口の強化 5月13日より70人から100人体制に強化。

②連合会ホームページの改善(平成20年9月実施予定)

- ・インターネットを通じ中途脱退者であるかどうかを確認可能。
- ・インターネットを通じ住所変更届可能。

③事業所から中途脱退者等への周知徹底(平成20年6月から実施)

- ・退職時等における事業所での十分な説明および制度・手続きの内容を記した「ご案内チラシ」の配布。
- ・年金の連合会への承継及び住所・氏名変更時の連合会への届出について、周知徹底を図る。

④中途脱退者等へ送付する「承継通知書」の改善(平成20年9月実施予定)

- ・承継通知書様式を、はがきからA4版帳票化。住所・氏名変更届の必要性を明記。パンフレットに住所・氏名変更届を添付。

⑤中途脱退者等への年金記録通知の準備

- ・58歳時点で年金記録内容と請求手続を通知(21年度目途)。実施に向け平成20年度中に必要なシステムを開発。

厚生年金基金における年金の実態調査の結果について

1 実態調査の結果

平成20年7月1日に現存する厚生年金基金のうち、解散又は代行返上を予定している基金を除いた610基金に対し、平成20年3月末時点で受給者及び裁定請求を行っていない者（以下「未請求者」という。）の状況等の実態調査依頼を行い、その結果を集計した。

なお、前回の調査結果は、平成19年3月末時点で621基金分を集計している。

	今回調査 (平成20年3月末)	前回調査 (平成19年3月末)
受給者数	245.5万人	232.9万人
年金額(年額)	9,657億円	8,945億円
未請求者(喪失者)	14.4万人	13.7万人
(うち、住所不明者)	(4.7万人)	(3.6万人)
年金額(年額)	320億円	278億円
年金額(累計)	1,012億円	966億円

2 厚生年金基金における未請求者及び住所不明者に係る平成19年度内に策定した改善計画(平成20年6月企業年金研究会資料より)

(1) 未請求者に係る対策

- ① 裁定請求書や裁定請求の案内を送付(再送付及び送付機会の増加)
- ② 広報誌や基金ホームページにより裁定請求勧奨
- ③ 事業所に現住所を調査
- ④ 市区町村に対し住所調査
- ⑤ その他(同僚又はOB会への調査、裁定請求の手続きに係る説明会の実施、未請求者への夜間訪問及び個別訪問等)

(2) 住所不明者に係る対策

- ① 市区町村に対し住所調査
- ② 事業所に現住所の調査
- ③ 広報誌や基金ホームページにより住所変更届を勧奨
- ④ その他(同僚、OB会への調査、NTTの電話番号案内を活用した電話調査等)

<厚生労働省の対応>

1. 社会保険庁からの住所情報の提供(平成20年4月から実施済)
2. 企業年金と住基ネットとの連携に係る関係省庁との調整

3 厚生年金基金の現状

年度	基金数	加入員数（千人）	受給者数（千人）	資産額（兆円）
5	1,804	11,919	1,554	35.4
6	1,842	12,051	1,726	38.4
7	1,878	12,130	1,949	41.8
8	1,883	12,096	2,154	45.0
9	1,874	12,254	2,371	50.1
10	1,858	12,002	2,566	53.3
11	1,835	11,692	2,760	62.2
12	1,801	11,396	2,969	58.0
13	1,737	10,871	3,157	57.0
14	1,656	10,386	3,320	51.2
15	1,357	8,351	3,014	48.6
16	838	6,152	2,488	36.8
17	687	5,310	2,330	37.3
18	658	5,221	2,414	38.8
19	626	4,800（注1）	2,455（注2）	—

（注1） 企業年金連合会調べ、20.4.1時点の推計値である。

（注2） 平成20年7月1日に現存する厚生年金基金のうち、解散又は代行返上を予定している基金を除いた610基金分を集計したものである。

（注3） 資産額は企業年金連合会分を含み、平成8年度までは簿価、平成9年度以降は時価である。

（注4） 数値は各年度末のものである。

出典：「厚生年金基金の財政状況」

自由民主党・公明党連立政権合意

われわれは、自由民主党において新総裁が選出され、公明党において代表が再選されたことに鑑み、これまでの両党の連立政権発足以来の政権合意を尊重することを含め、改めて両党の間で連立政権を堅持することを確認する。

我が国の政治は、昨年の参議院選挙の結果生じた衆参のねじれ現象のもと、国民の負託に十分に応えきれない状況にある。

他方、我が国経済は、米国のサブプライムローン問題に端を発した世界経済の成長鈍化と世界的な資源・食料価格の高騰といったマイナスの影響を正面から受け、景気は弱含み、さらに下振れするリスクが存在する状況にある。

国民の直面する困難と不安に対し迅速果断に対応し、生活の安全・安心を確保して将来の希望と成長につなげていくことは政治の使命である。

このため、先般、政府・与党において「安心実現のための緊急総合対策」を取りまとめた。

われわれは、来るべき総選挙を勝ち抜き、これまでの連立政権の成果をさらに熟成させ、国民生活を守り、難局を乗り越えるために一致協力して、以下に掲げる重点政策課題に全力で取り組む決意である。

〔今後取り組むべき重点政策課題〕

(略)

四、年金

・年金記録問題について、八億件を越す紙台帳のデータベース化と早期照合を進めるなど、徹底的な問題解決を図るとともに、社会保険庁の日本年金機構への円滑な移行に万全を期す。

・平成一六年の年金改革の道筋に沿って、平成二一年度までに基礎年金の国庫負担割合を二分の一に引き上げる。

・受給資格期間の短縮や追納期間の延長など無年金・低年金対策の充実に図るとともに、暮らせる年金の実現を目指し、引き続き年金制度のあり方を含め社会保障制度の一体見直しの検討を進める。

・障害基礎年金等の配偶者、子の加算の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案（議員立法）の早期成立を目指す。

・高齢者の所得向上に資するよう、在職老齢年金制度の見直しを行う厚生年金保険料の延滞に関する取り扱いについて検討を行う。

(略)

経済前提専門委員会におけるこれまでの議論の整理(案)

本委員会では、これまで、3回にわたり、平成21年までに行う厚生年金及び国民年金の財政検証における経済前提について、社会保障審議会年金部会における討議に資するため、専門的・技術的な事項について検討を行ってきた。

これまで、諸外国の経済前提の設定や労働力推計及び各種経済見通し等について概観してきたが、その中で各委員から出た主な意見の整理を行った。

1. マクロ経済の見通しに関する事項について

(1) 生産性上昇率、資本分配率、総投資率等の設定

- ・ コブーダグラス型生産関数を用いて、賃金上昇率や利回りを設定した平成16年財政再計算における手法は、諸外国の方法との対比でも、基本的に妥当であるとの評価が得られた。
- ・ ただし、利潤率の計算にあたってI（投資）－S（貯蓄）バランスを前提としているが、高齢化に伴って貯蓄率が低下する影響を考慮する必要がある。
- ・ また、諸外国の前提を見ても、実質金利については経済成長と整合性が確保できてない中で、我が国の方法は過去の利潤率と関連づける努力をしている。この点に更なる工夫の余地がある。
- ・ 全要素生産性(TFP)の上昇率については、過去の経済計画があった時期とは事情が異なり設定が困難であるが、内閣府の見通しをベースとして、今後30年間をどのように日本経済が展開していくかを踏まえて設定していく必要がある。

- ・ その際、
 - 年金制度が経済に及ぼす影響をどう考えるか
 - 我が国は人口減少社会でGDP総額が増えにくい中で、将来の経済成長をどのように考えるか
 - 近年の労働分配率の低下の影響をどのように考えるか
 - 足下で観測された値が、一時的なものか、恒久的なものかの検証が必要
 などの指摘があった。

(2) 人口や労働力率の見通しと長期の経済動向との関係

- ・ 人口については、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」（2006年12月、中位推計）を基軸としつつ、出生率が高位・低位の場合についても検討を行う。
- ・ 労働力率推計については、独立行政法人労働政策研究・研修機構の「労働力需給の推計（2008年3月）」を基軸とする。
- ・ ただし、その際、A～Cのどのシナリオを用いるかは、政策をどうするかということに繋がるものであり、実行される政策と整合性のあるものにする必要がある。
- ・ さらに、
 - 労働力人口の中の雇用者数をベースとして厚生年金の被保険者数を推計するべきではないか
 - 非正規化が進む中で、正規と非正規には質的な違いがあり、年金財政を考える場合、頭数ではなく、延べ労働時間でどのように推移するか検討すべき
 などの指摘があった。

2. 長期の運用利回りの前提について

- ・ 長期の運用利回り予測と資産配分計画は裏腹の関係で、年金積立金の運用において、どの程度のリスク・リターンをとるかについては幅広く議論すべき。
- ・ 平成16年財政再計算では、国内債券の長期利回りを予測した上で、それに対し分散投資でどのくらい上積みできるかという考え方で設定したが、上積み分の設定にあたっては、積立金運用のリスクをどの程度許容できるかという観点を踏まえつつ、有効フロンティア上にあるポートフォリオから導出される期待収益率を求める方法が考えられる。
- ・ さらに、
 - 外国債券、外国株式等の議論をする上で、相対的に我が国がアジアや世界の中でどのような位置づけになってくるのか考える必要がある
 - 世界経済全体の成長の果実を享受できるような運用方法を考えるべきなどの指摘があった。

3. 長期の物価上昇率の前提について

- ・ 長期の物価上昇率を見込むことは非常に難しいが、日本銀行金融政策決定会合において議決されたものとして、「『中長期的な物価安定の理解』は、消費者物価指数の前年比で0～2%程度の範囲内にあり、委員毎の中心値は、大勢として、1%程度となっている。」とされている。

4. その他、経済前提の具体的な設定について

- ・ 1～3の指摘の他、
 - 従来の財政再計算における経済前提の「足下の設定」と「長期の設定」には段差が生じているが、これについてどう考えるか
 - 財政検証に当たっては、メインケースだけでなくリスクケースを示し、前提がどれくらい変わった時に年金財政にどの程度影響があるのかを見定めることが重要
 - 年金の財政計算は、現時点で最大限にできることを織り込んで将来を見通した上で、5年経ってまた新しい状況変化が起こったらそれに対応した見通しを作成するもの
といった、経済前提の位置づけや財政検証の意義などについての意見があった。

平成16年改正後の残された課題 に対する検討の視点

1. 低年金・低所得者に対する年金給付の見直しについて.....	1
2. 基礎年金の受給資格期間（25年）の見直しについて.....	5
3. 国民年金保険料の徴収時効（2年）の見直しについて.....	7
4. 国民年金の適用年齢のあり方について.....	9
5. パート労働者に対する厚生年金適用の拡大等について.....	11
6. 育児期間中の者の保険料免除等について.....	13
7. 高齢者雇用と統合的な仕組み（在職老齢年金）について.....	15
留意点.....	17

1. 低年金・低所得者に対する年金給付の見直しについて

《現行制度の課題》

- 満額でない基礎年金等の受給権者が発生しており、その要因には過去・現在の制度設計や個々人のこれまでの加入状況等様々な背景がある。
 - ・ 年金の額の計算の基礎となる保険料納付済期間が満額受給の期間に達していない。
 - ・ 65歳前から老齢基礎年金等の繰上げ受給を行っているために、減額された年金を受給。
- 現行制度においては、国民年金の第1号被保険者（自営業者等）については、原則として通常の保険料（平成20年度：14,410円）を納付する義務が課せられており、低所得等の理由により通常の保険料を納められない場合に、被保険者からの申請を待って初めて保険料が免除される仕組みとなっている。

保険料免除期間については、国庫負担相当分（現行3分の1）が支給されることとなっており、最低保障的な役割を果たしている。
- 国民年金保険料の納付勧奨、強制徴収や免除周知を的確に実施するため、国民年金の第1号被保険者のうち、未納期間が1ヶ月以上ある者の所得に関する情報について、年1回から複数回、社会保険庁から市町村に提供を求め、これに応じた市町村から社会保険事務所に所得情報が提供されている。
- なお、現行制度においては、高齢期に低年金や低所得であることに着目して、年金給付に加算を行う仕組みは、特段設けられていない。

《検討の視点》

- 基礎年金を税方式に転換することにより低年金問題を解決すべきとの指摘についてどう考えるか。
- 税方式への転換によらず、現行の社会保険方式において最低保障機能を強化することで、最小限の税投入によりこの問題を解決すべきとの指摘についてどう考えるか。
- 我が国の社会保障体系の中では、若年者・高齢者を問わず、低年金・低所得等により現に貧困になった者を事後的に救済し、「最低生活を保障」する制度として生

活保護が存在しており、年金制度内で対応するのではなく、福祉的措置に委ねるべきとの指摘についてどう考えるか。

- なお、低所得者に対する所得再分配機能を強化する場合には、それに併せて、高所得者の給付と負担のあり方についても検討が必要となるのではないか。

(年金部会での主な議論)

《年金制度での対応に肯定的な意見》

- ・ 低所得者でも負担能力に応じた保険料を支払うことで、将来に向けて満額の基礎年金の受給を可能とすることができないか。
- ・ 現在の制度は、免除すると低年金になるが、現役のときの経済格差が給付時にも反映されるという今の制度は、本当に日本の社会保障制度としてふさわしいのか。
- ・ 能力に応じて保険料を納付し年金制度に参加してきたのに生活保護になるのか、という抵抗があるかもしれない。
- ・ 年金給付時において、低所得に着目した上乘せ給付を考えることはできないか。
- ・ 加算等は今後積極的に検討していくべきアイデア。特に、基礎年金にもマクロ経済スライドが適用されることから、必要性は高まっていると考える。

《年金制度での対応に否定的な意見》

- ・ 年金とは別の高齢者の最低保障制度を作るべき。年金制度は保険原理を貫くべき。
- ・ 社会保険方式の下では、現行の低所得者への保険料免除制度がかなりぎりぎりの配慮・工夫であり、それでも救えない低所得者に対しては、生活保護をもっと受けやすくするなど年金制度の外での工夫をすべきではないか。
- ・ 社会保険方式をベースとする現行の基礎年金制度において、保険料の拠出を伴わない広範な給付をビルトインすることは公平性の観点から難しいものと思われる。

《税方式に転換するべきという意見》

- ・ 基礎年金は税方式に転換し、切り替え時に未納者・未加入者は減額すべきと考えているが、そのような人には経過的に税で最低保障を行うことが必要。

※ 社会保障国民会議中間報告において、無年金者・低年金者の発生を最小限に食い止めるため、単身高齢者女性等を念頭に置いた基礎年金の最低保障額の設定を検討すべき旨の記載がある。さらに、「5つの安心プラン」においても、最低保障機能の強化等について検討する旨が記載されている。

《見直す場合に考えられる選択肢》

(1) 「給付時」における対応

例① 基礎年金において、低年金者に対し、一定額を保障する「最低保障年金」制度を設ける。

[論点]

- 拠出と負担の関係が明確であることを特徴とする年金制度において、低年金であることをもって加入期間によらず一定額の年金を支給することが適当か。
- 保険料を納付する意欲が低下することにつながらないか。
- スウェーデン等の諸外国においても最低保障年金の仕組みは存在するが、それらは所得比例年金における最低保障であり、免除制度による最低保障機能を有する基礎年金における機能強化の議論にそのまま当てはめることは妥当か。

例② 基礎年金の給付額が満額であるか否かにかかわらず、著しく所得の低い単身高齢者等に対して年金に加給金を加算する仕組みを導入する。

[論点]

- 社会保険方式を採用する年金制度において、老後の経済状況に着目した所得保障の仕組みを制度内に設けることが適切か。

(2) 「拠出時」における対応

例③ 保険料拠出時において、所得に応じて保険料の一部を軽減し、その分公的に支援する仕組みを導入する。(当該期間についても、年金額計算上は保険料納付済期間と同様の取扱いとする。)

[論点]

- 改正直後から多額の費用が必要なことや、将来に向けての措置となるため、実際に年金給付の改善効果が出るまでに長期間を要することについてどう考えるか。
- 個々の被保険者の負担能力を確認するため、国民年金の第1号被保険者全員(約2,100万人)の所得を把握する仕組みが必要となるが、これについて税務当局の協力を得ることが可能か。
- 保険料の補助基準について、現行の免除基準と同様のものとする場合でも、対象者が大幅に拡大し、多額の費用が必要となることをどう考えるか。
- 所得捕捉が十分でない国民年金の第1号被保険者(自営業者等)についてこうした措置を導入すると、第1号被保険者の間での不公平感を助長することになるのではないか。

(3) 税方式の導入

例④ 基礎年金に必要な財源を全額税財源で賄う税方式を導入する。(これにより、過去の保険料納付実績にかかわらず、原則としてすべての高齢者に満額年金が支給される。)

[論点]

- 社会保険方式の持つ「自立自助」のメリットを放棄することが適切か。
- 生活保護との関係をどう考えるか。

- 制度の切り替え時点において、これまで保険料を納付してきた者と納付してこなかった者との公平をどのように図るのか。公平を図ろうとすれば、移行に40年～60年という長期の期間を要することについてどう考えるか。
- 上記(1)(2)に比べてもはるかに巨額な財源が必要となることについてどう考えるか。

※ 社会保障国民会議の公的年金制度に関する定量的なシミュレーション（平成20年5月）においては、税方式への切替えにより、その時点で国庫負担2分の1を超えて追加的に9兆円～33兆円（消費税率換算3 1/2%～12%）の税負担が必要となると試算。

2. 基礎年金の受給資格期間（25年）の見直しについて

《現行制度の課題》

- 現行制度における老齢基礎年金の受給資格期間（25年）については、諸外国と比較してもかなり長いものとなっており、年金受給権に結びつかないケース（保険料の掛け捨て）を生み出しているとの指摘がある。
- 一方で、この25年の受給資格期間については、保険料免除期間や合算対象期間（外国居住期間や基礎年金導入までの任意加入期間など）を幅広く算入し、一定の者に対しては70歳までの任意加入制度を設けるなど、受給資格期間を満たすための様々な配慮措置が講じられている。この結果、個々のケースでみると、受給資格期間を満たせずに無年金となるのは、相当長期にわたる未納（15年以上）がある場合にほぼ限定される。

《検討の視点》

- 受給資格期間は、受給資格期間を満たすために保険料納付意欲を高めるとともに、老後の生活保障として一定の年金額を保障するという最低保障機能の役割を担っているものであり、また、現在受給資格期間があることにより無年金者となるのは長期にわたる未納がある者に限られることも踏まえると、受給資格期間の仕組みは今後とも堅持するべきではないかとの指摘についてどう考えるか。
- 現在行われている納付勧奨の徹底、適用・徴収対策の強化等の納付環境の整備に加え、今回の見直しにより基礎年金の最低保障機能の強化が行われ、新たな無年金者・低年金者が発生しないような仕組みが確立するのであれば、受給資格期間はその歴史的役割を終えるとも考えられることから、最低保障機能の強化が行われた場合には、受給資格期間の短縮を図ることも考えられるとの指摘もあるがどうか。
この場合、これまで受給資格期間を満たしていない者に対し、新たに年金給付を行うこととなるが、その費用負担についてどう考えるか。

（年金部会での主な議論）

- ・ 納付保険料をできる限り年金受給に結び付けるという観点から、短縮すべき。
- ・ 国際化している時代に、25年は長すぎる。
- ・ 短縮したとしても、20歳から60歳までの40年間、国民年金への加入義務があることに変わりはない。
- ・ 基礎年金の名を冠する以上、意味ある給付水準を提供したい。すると拠出原則のものでは、ある程度の期間を要さざるを得ない。

- ・ 国民年金保険料の免除制度が有効に機能していれば、受給資格期間は現行の25年で差し支えないと考えられる。

《見直す場合に考えられる選択肢》

例① 一定水準の年金額の支給を確保するという受給資格期間の役割を維持しつつ、現状よりも年金受給権に結びつけやすくするという観点から、20年に短縮する。

[論点]

- 無年金者に対する年金受給権の付与という観点からは、限定的な効果しか得られないことをどう考えるか。

例② 受給資格期間による年金額の最低保障という考え方を放棄し、保険料の掛け捨てをなくして可能な限り年金受給権に結びつけやすくするという考えに立ち、基礎年金の最低保障機能の強化を図ることと併せて、受給資格期間そのものを撤廃する。

[論点]

- 年金制度に1月だけ加入した者にも月額138円(66,000円÷480月)の年金を支払うことになるが、老後生活の所得保障の支柱となるべき年金給付のそもそもの意義に照らしてどう考えるか。また、行政コスト上の点からどう考えるか。
- 年金によって老後の所得保障を行うという政府の責任を放棄することにならないか。また、低額の年金者を増やすことになることから、結果的に公的年金に対する信頼が揺らぐことになるおそれはないか。
- 現行制度下でも、受給資格期間を満たせないのは長期にわたり未納となっている者に限定されることを考えると、年金受給権を得るための保険料納付意欲がなくなり、未納問題が一層深刻になるおそれはないか。
- 諸外国においても何らかの受給資格期間を設定していることが通例であることをどう考えるか。

例③ 受給資格期間そのものを撤廃することに伴う上述の論点や、年金制度が世代間扶養の考えに基づき運営されている点を勘案して、基礎年金の最低保障機能の強化を図ることと併せ、5～10年の受給資格期間を設ける。

※ 10年という期間は、60歳から高齢任意加入することにより、最大10年間、納付期間を得ることができる期間でもある。

[論点]

- 現行制度下でも、受給資格期間を満たせないのは長期にわたり未納となっている者に限定されることを考えると、年金受給権を得るための保険料納付意欲がなくなり、未納問題が一層深刻になるおそれはないか。

3. 国民年金保険料の徴収時効（2年）の見直しについて

〈現行制度の課題〉

- 現行制度においては、国民年金の保険料を徴収する権利については、2年で時効消滅することとされており、国民年金の被保険者は、原則として、保険料の納付時期から2年を経過したときには、保険料の納付を行うことができなくなる。

〈検討の視点〉

- 時効期限である2年そのものを延長することについては、膨大な債権債務関係の早期整理という時効制度の趣旨や、他の社会保険制度*における保険料徴収権の時効（2年）との均衡にかんがみると、困難ではないか。

* 厚生年金保険、健康保険、国民健康保険、介護保険、労働保険の各制度

- 保険料を納めやすくすることにより無年金・低年金を防止する観点から、時効の延長とは別に、時効後においても保険料を納付することができる仕組みを導入すべきという指摘があることについてどう考えるか。
- そうした仕組みの導入についても、納付意欲への影響等を考慮すると認めるべきではないとの指摘があることについてどう考えるか。

（年金部会での主な議論）

- ・ 2年の時効はそのまま、自主的に追納できるようにすべき。消滅時効を延ばすと、2年を超えた滞納者に対して強制徴収することになるが、その必要性はない。
- ・ 後で保険料を納めれば良いという被保険者側のモラル低下の問題、徴収機関側からみて国民年金保険料という大量の小口債権を長期間管理するコストの2点を特に考慮すべき。
- ・ 支払い能力のある者に無利息で納付猶予する必要があるかどうか疑問。納付意欲を減退させるうえ、保険料が給与天引きのサラリーマンに不公平感を抱かせるのではないか。

※ 社会保障国民会議中間報告において、無年金者・低年金者の発生を最小限に食い止めるため、弾力的な保険料追納を検討すべき旨の記載がある。

〈見直す場合に考えられる選択肢〉

- 例① 時効後においても、いつでも保険料を納められるようにする。

[論点]

- 後納する保険料が多額となるため、実際に利用できるのは高所得者のみとなるのではないか。
- 我が国の年金制度が、世代間扶養の考え方にに基づき、現役世代の保険料でそのときの給付に必要な原資を賄う賦課方式を基本としていることに照らし、無条件に後納を認めるという仕組みは採りがたいのではないか。
- 2年の期限内に保険料納付を行う意欲が損なわれ、モラル低下が生ずることとならないか。特に、現在進めている強制徴収の徹底等に対して悪影響が出ないか。

例② 保険料を納めやすくすることにより、無年金・低年金を防止する観点から、納付期限から5年間又は10年間は、時効後であっても、保険料の納付（後納）を認める。

[論点]

- 2年の期限内に保険料納付を行う意欲が損なわれ、モラル低下が生ずることとならないか。特に、現在進めている強制徴収の徹底等に対して悪影響が出ないか。

4. 国民年金の適用年齢のあり方について

《現行制度の課題》

- 国民年金の適用年齢は、20歳から60歳までとされているが、現状では、22歳位までは大学生等の学生が太宗を占めるなど、生産活動等に從事しているとまでいえない状況にある。
- 国民年金の保険料納付率については、20歳台が最も低く、年齢階層が上がるに従って高くなる傾向にある。

※ 保険料納付率は納付月数を納付対象月数で除したものであり、このうち納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（全額免除月数・学生納付特例月数・若年納付猶予月数を含まない。）をいう。

《検討の視点》

- 20～25歳の納付の実態（納付率、学生納付特例制度や若年者納付猶予制度の適用状況）や60歳以上の高齢者就労の進展を踏まえ、国民年金保険料の適用年齢のあり方の見直しを検討する必要があるか。

（年金部会での主な議論）

- ・ 大学生から保険料を取ること自体がおかしく、適用年齢を引き下げるべきではない。
- ・ より年金制度に関心を持つ世代に適用範囲をシフトさせれば、納付率の向上が期待できる。
- ・ 適用前の障害の取り扱いについては工夫する必要がある。
- ・ 保険料の徴収は稼得と連動させるべき。

《見直す場合に考えられる選択肢》

例① 国民年金の適用年齢を25～65歳とする。（40年加入は堅持）

[論点]

- 20～24歳については障害年金が給付されなくなるため、別途その期間中について障害者の所得保障のための措置（福祉的手当の創設等）を講じる必要があるのではないか。

例② 国民年金の適用年齢を20（又は18）～65歳とし、その間で40年納付すればよいこととする。

[論点]

- 個々の被保険者が保険料を納めていない期間について、「納付しなくてもよい期間（強制徴収不可）」と「納付すべきなのに納付していない期間（強制徴収がありうる期間）」との区分をどのようにつけるのか。個人の選択にするのか、事後的に区分するのか。
- 上記期間の区分ができたとした上で、それぞれの期間中に発生した障害に係る障害年金の取扱いをどう考えるか。

例③ 国民年金の適用年齢を20～65歳とし、うち20～25歳は一律納付猶予の期間とする（任意で保険料を納付した場合には保険料納付済期間として取り扱う）。60～65歳については、当面任意加入とすることも考えられる。

[論点]

- 現在、国民年金は20歳から60歳までの40年間の保険料納付で満額年金を支給するという制度設計であるが、適用年齢を見直す場合、40年という現行加入期間を超える期間の年金額への反映についてどう考えるべきか。

5. パート労働者に対する厚生年金適用の拡大等について

〈現行制度の課題〉

- 現行制度においては、勤労者が事業所と常用的使用関係にあるか否かという観点から、通常の労働者の所定労働時間の4分の3以上の就労時間のパート労働者について厚生年金の被保険者とされており、就労時間が短いパート労働者については厚生年金が適用されていない。
- 賃金により生計を営み、老後の稼得手段を失う可能性が高い勤労者については、厚生年金が適用されない場合、国民年金の保険料を滞納し無年金者となると、老後生活に深刻な問題が生じ得る。

〈検討の視点〉

- 賃金により生計を営み、老後の稼得手段を失う可能性が高い勤労者については、できる限り被用者年金制度の対象とすることが望ましいとの考えの下、正社員に近いパート労働者にまで厚生年金の適用を拡大することを盛り込んだ被用者年金一元化法案が平成19年4月に国会へ提出され、現在継続審議中である。したがって、まずは同法案の成立を図るとともに、今後、基礎年金の最低保障機能の強化が効果を上げるなど制度環境が大きく変化した際に、更なる適用拡大を検討すべきではないか。

この場合、適用拡大は年金財政にとってマイナスの影響を及ぼす可能性があるが、それを補填する費用をどうするかという点についても検討する必要がある。

※ 被用者年金一元化法案により適用拡大が図られる者の範囲（以下を全て満たす者）
週所定労働時間 20 時間以上、賃金月額 98,000 円以上、勤務期間 1 年以上、学生は適用対象外（中小企業は適用猶予）

※ 現行の標準報酬の下限を引き下げた上で、週所定労働時間 20 時間以上のパート労働者（310 万人）に厚生年金の適用を拡大した場合、それらの者の総報酬月額の平均が6万円だと仮定すると、制度成熟時において 700 億円の単年度収支赤字となる。（総報酬月額の平均が8万円の場合、単年度で 200 億円の赤字）。

- なお、厚生年金が適用されないパート労働者の年金受給権を確保するため、国民年金保険料を事業主がパート労働者の給与から天引きして代行徴収することも考えられるが、その際には、
 - ・ 事業主に代行徴収の義務を課すのか、任意の制度とするのか、
 - ・ 低い賃金から定額の保険料を天引きすることは可能か、

- ・ 事業主と社会保険庁との間で保険料の納付事務を円滑に進めることが可能か、
 - ・ 事業主の徴収コストについて国が負担できるか、
- といった点について留意する必要がある。

(年金部会での主な議論)

《適用拡大に賛成の意見》

- ・ 先ずは、継続審議となっている被用者年金一元化法案の成立を目指すべき。
- ・ パート労働者に対する厚生年金の適用拡大の問題は、引き続き推進していかなければならない重要課題である。
- ・ パート労働者と正規労働者の均等処遇というものを図っていくことも重要。
- ・ 原則適用が基本で、今の労働時間4分の3を引き下げることが現実的な対応方法。
- ・ 適用の要件に、収入要件と期間が加わると、新たな就業調整あるいは事業主による適用逃れの問題も生じてくる恐れがある。

《適用拡大に慎重な意見》

- ・ 短期労働者についても厚生年金を適用していくことについては、事業主の協力や理解、納得が当然必要。
- ・ パート労働者に依存しながら日常の仕事をやっているという業種が現にあるという実態を無視することはできない。
- ・ 厚生年金の適用下限を9万8000円からさらに下げると毎月の保険料の額が基礎年金拠出金単価を下回ることになり、国民年金と厚生年金との制度間の公平が維持しにくくなる。

※ 社会保障国民会議中間報告において、非正規雇用者・非適用事業所雇用者について、厚生年金の適用を拡大するとともに、雇用主による代行徴収を行う等の措置を講じ、納付率の向上に真剣に努めるべき旨の記載がある。

6. 育児期間中の者の保険料免除等について

〈現行制度の課題〉

- 被用者年金においては、子が3歳に到達するまでの育児休業等の期間について、保険料が免除される等の措置が講じられているが、自営業者等については、育児に着目して保険料を減免するような仕組みは存在していない。
また、年金制度全体として、育児に着目して給付を加算する仕組みは存在していない。

〈検討の視点〉

- 少子化対策は、政府として重点的に取り組むべき喫緊の課題となっている。年金制度においても、その一環として、被用者年金の被保険者のみに限られている次世代育成支援策の対象を拡大し、年金制度全体に拡充することで、出産・育児を行う者について普遍的に適用される仕組みとすべきという指摘についてどう考えるか。
- 少子化対策・育児支援の拡充を年金制度で行う場合、「普遍性」を特質とする公的年金における支援策拡充は、支援の必要性のない・少ない者まで対象となるため、政策コストは巨額となり、かつ、コストに対する対象者個人々人への効果は限定的なものになってしまうという指摘についてどう考えるか。
- 政府全体として取り組む少子化対策にどのように貢献できるのか、また、他の施策との調和をどう図るのか。

(年金部会での議論)

- ・ 子育て支援強化の観点から、第1号被保険者についても免除を考えるべきではないか。
- ・ 経済的な事情や職場環境の問題で育児休業を取得できず、現行の厚生年金保険料免除を利用できない人も多い。
- ・ 少子化対策、育児支援はあらゆる制度を通じて取り組んでいくべき課題。
- ・ 次世代育成支援の観点は、年金制度上重要だが、年金制度を支える層を増やす効果は間接的なものであるだけに、財政投入により国民年金にも育児期間中の保険料免除を導入すべきかは難しい判断である。

〈見直す場合に考えられる選択肢〉

- 例① 育児を行っている期間について、申請に基づき保険料を免除し、その期間については保険料納付済期間と同様の取扱いとする。

例② 育児の実績に応じて保険料を事後的に還付する。

[論点] (例①、②共通)

- 保険料納付済期間として扱うことによる費用について、税負担により対応するのか、保険料財源で対応するのか。税負担により対応する場合は、どのようにして財源を確保するか。また、保険料財源により対応する場合は、特別な保険料を徴収すること等を検討する必要があるのではないか。
- どの程度の期間について保険料負担の軽減を行うべきか。ある程度長期にわたって軽減しなければ育児中の者から評価されず効果が現れない一方で、長期にわたれば巨額の財源を要することになるのではないか。
- 子どもがいない者との公平の観点からどう考えればよいか。
- 保険料の全額を免除するのか、一部を免除するのか。
- 被用者年金被保険者への保険料免除について、定額で行うのか、定率で行うのか。事業主負担についても免除するのか。現行の育児休業期間中等に係る被用者年金の保険料免除制度との関係をどう考えるのか。
- 子ども1人について、夫婦2人分を免除対象者とするのか。1人分について免除するのか。1人分とする場合、夫婦どちらを免除する扱いとするのか。
- 子どもの数に応じて免除に差をつけるのか。

(参考) 保険料免除による措置のほか、育児を積極的に評価して、将来の給付を増額することも考えられる。

※ 例えば、フランスにおいては、子を3人以上育てた高齢者については、年金額に一律10%が加算される扱いとなっている。

[論点]

- 子がどの年齢に到達するまでの期間を評価し、どの程度の加算を行うのか。
- 育児を行ったことの恩恵が将来の年金受給時に初めて具体化するものであるため、育児中の者は評価されず、政策効果も上がらないのではないか。
- 子どもがいない者との公平の観点からどう考えればよいか。

7. 高齢者雇用と統合的な仕組み（在職老齢年金）について

《現行制度の課題》

- 60歳から64歳までの受給者が厚生年金保険の被保険者となった場合には厳しい減額方法、65歳以上（又は70歳以上の被用者）の場合には緩やかな減額方法により、年金の支給停止が行われているが、高齢者雇用を促進する観点から、働くことに中立的な制度とするべきという指摘がある。

《検討の視点》

- 高齢者雇用促進の観点から、在職老齢年金による支給停止を緩和すべきとの指摘についてどう考えるか。
- 保険料財源の支出増加については、将来の給付額を縮減するか、保険料負担を大きくすることにより、将来世代に負担を転嫁することになることをどう考えるか。特に、60歳台前半の年金は、支給開始年齢の引上げにより、現在の現役世代は受給しないことにも留意する必要があるのではないか。
- 在職老齢年金制度を改善し、年金の支給割合が現行よりも増加する仕組みにした場合、年金の増加分が賃金の低下により相殺されるおそれがないか。また、在職老齢年金の見直しにより、高齢者雇用の促進効果がどの程度期待できるか。
- なお、保険料負担で対応する場合には、年金財政の均衡を保つため、保険料負担を引き上げるか給付水準を引き下げることが必要となるが、現行の給付と負担の枠組みでは保険料率の上限と所得代替率の下限が固定されていることにかんがみれば、別途の財源対策が必要となるのではないか。その場合、例えば、実効保険料率が軽減される結果となっている標準報酬の上限を超える高所得者に、実際の報酬に見合った保険料の負担をしてもらう観点から、過剰給付にならないように配慮しつつ、標準報酬の上限を引き上げることも考えられるのではないか。

（年金部会での主な議論）

- ・ 働き方への中立性を尊重すべき。
- ・ 高齢者の就業を促進することによって、年金制度を支える層を増やすことは、極めて重要な観点である。
- ・ 在職老齢年金は、現役世代の保険料負担軽減という財政的寄与が唯一最大の意義。他方、制度が持つべきロジックを犠牲。給与所得のみが年金カットの基準となっている点も「狭い」

点で問題。

※ 社会保障国民会議中間報告、「5つの安心プラン」、「緊急経済対策」において、高齢者雇用促進の観点から在職老齢年金の見直しが検討項目として挙げられている。

≪見直す場合に考えられる選択肢≫

例① 在職老齢年金の仕組みを全廃し、年金を全額支給することとする。(60歳台前半のみならず、65歳以降の者についても同様の措置を講ずる)

[論点]

- 廃止に伴う財政影響は巨大なものとなり、現役世代との均衡を図るため高額年金受給者の給付を一部我慢してもらうという在職老齢年金の意義を放棄することが適当か。

例② 60歳台前半の年金は、年金と賃金の合計額が28万円を超える場合に年金の支給停止が始まるが、その支給停止開始点を引き上げる。

[論点]

- 支給停止開始点の引上げに当たり、その引上げ後の金額について、どのような考え方が採り得るか。

※ 65歳以上の者に係る現行の在職老齢年金の支給停止開始点 48万円
60歳台前半の者に係る平均賃金 34万円

例③ 賃金と年金の合計額が支給停止開始点(60歳台前半28万円、65歳以降48万円)を超える場合は、賃金額の増加2に対し年金額1を停止しているが、その停止割合を引き下げる。

[論点]

- 相対的に高賃金・高年金の者ほど改善効果が大きくなることについてどう考えるか。

(参考) 『年金制度改正に関する意見』(平成15年9月社会保障審議会年金部会)において、在職老齢年金の見直しに関し、「なお、現行制度において、年金と賃金の合計が28万円を超える場合に、賃金が2増えれば年金を1支給停止するという調整率の緩和や、この調整開始点を引き上げることについては、高所得者のみが有利となり、望ましくない。」とされている。

留 意 点

- すべての項目に共通する課題として、見直しにより追加的な費用が必要となる場合について、その費用を税負担により対応するか、保険料財源で対応するか。
- このうち、税負担により対応する場合にあっては、どのようにして財源を確保するか。
- また、保険料財源により対応する場合にあっては、保険料負担が上がるか所得代替率が低下することとなり、現行の16年改正の財政フレームを逸脱することになるので、別途の財源対策が必要となるのではないか。この場合、16年改正の財政フレームの範囲内で、何らかの給付抑制を行うか、現行の保険料の増収等の措置を講ずることや既存の枠組み以外に特別な保険料を徴収すること等新たな保険料負担を求めることを検討する必要があるのではないか。